

事故災害対策編

(原子力災害対策計画)

1 総 則

第 1 章 計画の目的..... 事原 1-1-3

第 2 章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱..... 事原 1-2-14

第 3 章 兵庫県及び南あわじ市に関する原子力事業所等の現状..... 事原 1-3-19

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条及び原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）の規定に基づき、南あわじ市の地域に係る原子力災害等に関する対策について、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進と体制の整備を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、福井県に立地する高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所のPAZ（予防的防護措置を準備する区域：Precautionary Action Zone）、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域：Urgent Protective action planning Zone）圏域内に京都府の一部が立地することから、関西広域連合において、福井県の市町を含めて広域的な住民避難計画を定めている。当市は、その広域避難受入自治体として指定されていることから、広域避難の受入対策も本計画の対象とする。

- (1) 指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 原子力災害事前対策に関する計画
- (3) 緊急事態応急対策に関する計画
- (4) 原子力災害中長期対策に関する計画

第2節 災害の範囲

この計画は、以下に掲げる災害又は事案（以下「対象原子力災害等」という。）を対象とする。

本計画での用語	災害又は事案の説明
原子力施設における事故等	県外の原子力施設における事故により放射性物質が環境中に放出され、住民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合
放射性物質の輸送中の事故	放射性物質の事業所外運搬において、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外に放出され、住民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合
放射性物質取扱施設における事故等	放射性物質取扱施設で放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出され、住民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合
放射性物質の不法廃棄等	放射性物質を取り扱う施設外において放射性物質が発見され、住民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合

第3節 定義

(1) 法令等

用 語	意 味
医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
原災法	原子力災害対策特別措置法
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
放射性同位元素等規制法	放射性同位元素等の規制に関する法律
放射性医薬品規則	放射性医薬品の製造及び取扱規則
臨床検査技師法	臨床検査技師等に関する法律

(2) 施設等

用 語	意 味
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する者（核原料物質・核燃料物質の加工・貯蔵・廃棄、試験研究用原子炉の設置、発電用原子炉の設置、核燃料の再処理、核燃料の使用を行う事業者）
原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設（製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）
放射性同位元素等取扱事業所	放射性同位元素等規制法に基づき放射性同位元素等の取り扱いを申請・届出している事業所
放射性医薬品使用施設	医薬品医療機器等法に基づく放射性医薬品の製造及び取扱規則に規定された放射性医薬品を取り扱う施設
放射性物質取扱施設	原子力施設、放射性同位元素等取扱事業所、放射性医薬品使用施設
原子力災害	原災法の適用を受ける災害（原子力施設、核燃料物質等の事業所外運搬における災害）
特定事象	原災法第10条第1項に定める事象
原子力緊急事態	原災法第2条第1項に定める事態
管理区域	放射性同位元素等規制法施行規則に規定された管理区域。放射性物質を扱うことを示す表示や、定期的な線量測定等が義務づけられている。

(3) 放射性物質等

用 語		根拠 法令	法令に記載されている名称
放 射 性 物 質	核燃料物質等	核	核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物
	放射性同位元素	同	放射性同位元素、放射性同位元素装備機器
		医	診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器
	放射性医薬品	医	診療用放射性同位元素
		薬	放射性医薬品
		臨	検体検査用放射性同位元素
	放射性汚染物	同	放射性同位元素で汚染された物
放射線発生装置		同	放射線発生装置
		医	診療用高エネルギー放射線発生装置、X線装置

※「核」原子炉等規制法、「同」放射性同位元素等規制法、「医」医療法施行規則、「薬」放射性医薬品規則、「臨」臨床検査技師法

(4) その他の用語解説

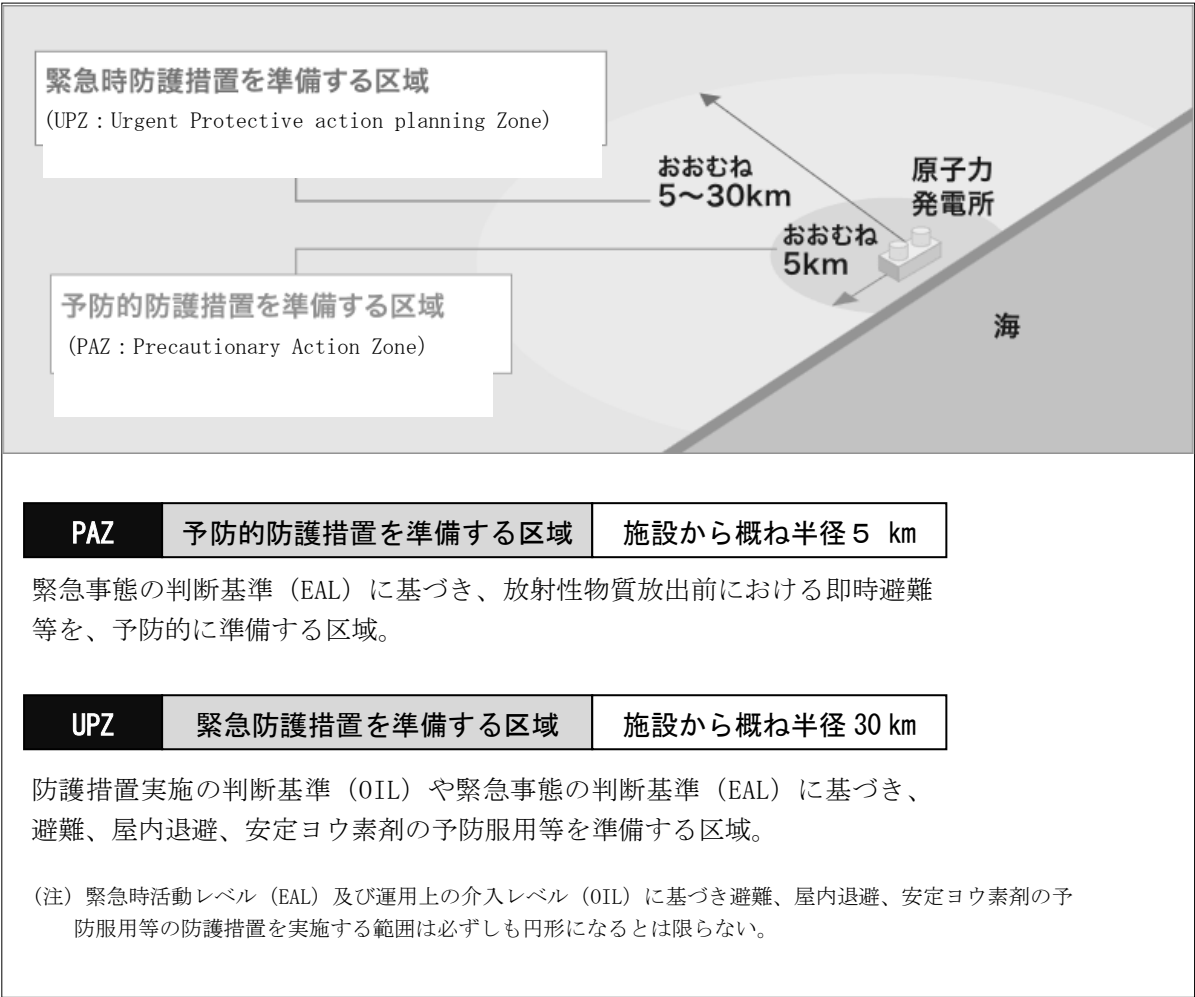
行	用 語	説 明
あ行	安定ヨウ素剤	原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。 事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。 安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。
	屋内退避	窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時環境放射線モニタリングの結果など、専門家の助言に基づいて、原則として原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示する。緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。
	オフサイトセンター	緊急事態応急対策拠点施設の通称。 原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。

行	用語	説明
か行	外部被ばく	放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線にあたっているときにだけに限られ、放射線源からあたらない範囲に離ればそれ以上の被ばくはなくなる。
	緊急事態応急対策	原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。具体的には、原子力緊急事態宣言の発出、災害に関する情報収集・伝達、避難指示、放射線量の測定、被災者の救助・保護、緊急輸送の確保等のこと。
	緊急事態区分	緊急時に、原子力施設の状況に応じて定める区分。警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に分けられる。
	空間放射線量率	ある時間内に空気中を通過する放射線の量を言う。平常時や緊急時モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。ガンマ線による空気吸収線量率又は照射線量率はサーバイメータ、連続モニタ、可搬式モニタリングポスト等により測定される。
	警戒事象	その時点では、住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象。この事象が発生すると、警戒事態となる。 警戒事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。
	グレイ（Gy）	各臓器・組織における吸収線量のこと。放射線から臓器・組織の各部位において単位重量あたりにどれくらいのエネルギーを受けたのかを表す物理的な量。 放射線防護では、ミリシーベルト（実効線量）が用いられる。実効線量は、臓器・組織の各部位で受けた線量をがんや遺伝性影響の感受性について重み付けをして全身で足し合わせた量のこと。各部位に均等に、ガンマ線1グレイの吸収線量を全身に受けた場合、実効線量で1,000ミリシーベルトに相当する。
	原子力災害医療	原子力災害による被ばく傷病者等に対する医療活動。 具体的には、トリアージ、救急措置、避難退域時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等における医療活動等を行う。
	原子力緊急事態	原子力施設において施設内の異常な事態により、放射性物質又は放射線が原子力災害対策特別措置法第15条に定められた異常な水準で施設外へ放出される状態、又はそのおそれのある事態。緊急事態区分の「全面緊急事態」に相当。内閣総理大臣は、原子力緊急事態の報告があったときは、同法第15条第2項に基づき、直ちに「原子力緊急事態宣言」を行う。

行	用語	説明
か行	原子力災害合同対策協議会	内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者等で構成される。
	現地事故対策連絡会議	原子力施設で原災法第10条に規定された通報事象が発生した場合に、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整えるための連絡会議。原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される。原子力緊急事態宣言の発出後は、原子力災害現地対策本部に移行する。
	個人線量計	個人の外部被ばく線量を測定する計器。
さ行	サーベイメータ	放射性物質又は放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測定用がある。
	除染	身体や物体が放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。身体を除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。避難退域時検査場所等において簡単に実施できる脱衣や拭き取りなどの簡易な除染を「簡易除染」と言う。
	シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。
	スクリーニング	放射性物質に汚染している者としていない者を区分すること。
た行	中性子線	原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。
	特定事象	原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象。原子力災害対策指針においては、「施設敷地緊急事態」となる事象。この事象が発生すると、「施設敷地緊急事態」となる。施設敷地緊急事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。
な行	内部被ばく	経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射能の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。

行	用語	説明
は行	避難退域時検査	原子力災害時において、放射性物質放出後の避難等の際に、避難等をされる方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。
	ベクレル (Bq)	放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1 ベクレルは、1 秒間に個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、又は量を表す。
	放射性物質	放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。 放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。
	放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ線、ベータ線など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。
ま行	モニタリング	原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う環境放射線モニタリングと、災害時に行う緊急モニタリングがある。
	モニタリングカー	原子炉施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃度を測定するための機材を搭載した車両。
	モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備。モニタリングポストは、平常時の環境放射線モニタリングを兼ね数が限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測定も行われる。
英字	EAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)	初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価するもの。（別表参照）
	OIL (Operation Intervention Level : 運用上の介入レベル)	環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。

行	用 語	説 明
英字	PAZ (Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として設定された区域の一つ。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径 5 km の区域。
	UPZ (Urgent Protective action planning Zone：緊急時防護措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを低減するため、緊急時防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径 30 km の区域。



別表 緊急事態区分及びEAL

加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要
警戒事態	① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏洩が起り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏洩が発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要
施設敷地緊急事態	① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏洩が発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要
全面緊急事態	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏洩が発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

第4節 計画の修正

原子力災害対策は、現在、国等が各種の対策を検討しており、また、原子力災害広域住民避難計画については、関西広域連合が検討を進めていることから、今後とも、国、関西広域連合等の動向を踏まえ、本計画を改定する。

第5節 計画の周知徹底

この計画は、南あわじ市職員及び防災関係施設の管理者、その他防災関係機関に周知し、また、特に必要と認めるものについては、住民にも理解を得る。

第6節 計画の運用

住民及び関係機関においては、必要に応じて、細部の活動計画を作成し、この計画の円滑な運用を図る。

【原子力災害の特殊性】（原子力災害対策指針 抜粋）

原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施にあたっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- ・原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- ・放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。
- ・平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- ・原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- ・放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があり、これらを活用した対応の方が効率的かつ実効的である。

第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

第1 指定地方行政機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
近畿管区警察局		高速道路における広域的な交通規制の指揮監督	
近畿総合通信局		通信手段の確保	
近畿農政局		応急用食料の情報収集・運搬等に関する支援	食の安全性に関する広報
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 ガソリン・軽油等の供給確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 対象原子力災害等により影響を受けた中小企業の事業再開に向けた相談・支援 3 風評被害対策のための対外情報提供
近畿地方整備局		災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保	
近畿運輸局		1 旅客輸送の確保 (代替輸送手段・ルートの確保、情報提供) 2 貨物輸送の確保 (代替輸送手段・ルートの確保) 3 救援物資等の管理・保管支援 (専門家の派遣等)	観光に関する風評被害対策
神戸運輸監理部		緊急海上輸送の確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請と調整	
第五管区海上保安本部 (神戸海上保安部・徳島海上保安部)		1 情報の収集及び連絡 2 海上におけるモニタリング支援 3 海上における救助・救急活動及び要請に基づく地方公共団体の活動支援 4 避難者、救援物資等の緊急輸送 5 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 6 海上治安の維持	
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	
近畿地方環境事務所		1 緊急時モニタリングの実施 2 緊急時モニタリングに必要な資機材等の地方公共団体間のあっ旋・調整	

第2 自衛隊

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
陸上自衛隊第3師団 (第3特科隊) (第36普通科連隊) 海上自衛隊呉地方隊 (阪神基地隊)		1 緊急時モニタリング支援 2 被害状況の把握 3 避難の援助 4 人員・物資の緊急輸送 5 緊急時のスクリーニング及び除染	

第3 兵庫県

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
教育委員会		1 教育施設（所管）の応急対策の実施 2 児童生徒の応急教育対策の実施	児童・生徒のこころのケアの実施
警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保	
知事部局 企業庁 病院局	1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 防災に関する組織体制の整備 4 原子力災害に関する知識の普及・啓発 5 防災訓練の実施	1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 県民の防護活動に対する支援 7 交通の確保対策の実施 8 県所管施設の応急対策の実施	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧

第4 南あわじ市

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
南あわじ市	災害予防の総合的推進	災害応急対策の総合的推進	災害復旧の総合的推進

第5 指定公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
(独)国立病院機構		対象原子力災害等発生時における医療救護	
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1 対象原子力災害等発生時における警戒区域以外の地域の医療救護 2 こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） 3 救援物資の配分	
日本放送協会 (神戸放送局)		1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧
西日本高速道路(株) (関西支社)		有料道路（所管）の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧
阪神高速道路(株) (管理本部神戸管理・保全部)		有料道路（所管）の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧
本州四国連絡高速道路(株) (神戸管理センター) (鳴門管理センター)		有料道路（所管）の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧
西日本電信電話(株) (兵庫支店) (株)NTTドコモ関西支社 NTTコミュニケーションズ(株)		1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 対象原子力災害発生時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株) (公社)全日本トラック協会		対象原子力災害発生時における緊急陸上輸送	
関西電力(株) 関西電力送配電(株)		1 電力供給施設の応急対策の実施 2 関西電力(株)が運転する原子力発電所において原子力災害が発生するおそれがあり又は発生した場合の情報提供	被災電力供給施設の復旧
KDDI(株) (関西総支社)		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
ソフトバンク（株）		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
楽天モバイル(株)		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧

第6 指定地方公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
道路輸送機関 神姫バス(株) 淡路交通(株) (一社)兵庫県トラック協会		対象原子力災害等発生時における緊急陸上輸送	
放送機関 (株)ラジオ関西 (株)サンテレビジョン 兵庫エフエム放送(株)		1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧
(一社)兵庫県医師会		対象原子力災害等発生時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
(公社)兵庫県看護協会		1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策	

第7 常備消防

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
淡路広域消防事務組合		1 消防防災活動 2 人命の救助、被災者の応援救助 3 危険物施設の応急安全対策 4 被害情報の収集及び伝達 5 市の災害応急対策に関する業務の支援	

第8 一部事務組合

機 関 名	事 務 又 は 業 務
淡路広域行政事務組合	1 不燃性ごみ（粗大ごみを含む）処理施設の設置及び経営に関する事務 2 心身障がい児通園施設の設置及び運営に関する事務 3 その他関係市の広域行政の推進に関する事務
淡路広域水道企業団	1 水道施設の整備と防災管理 2 水道施設の応急対策 3 応急給水
洲本市・南あわじ市 衛生事務組合ごみ処 理施設やまなみ苑	1 清掃施設の整備と防災管理 2 清掃施設の応急対策 3 ごみ・災害廃棄物の処理

第3章 兵庫県及び南あわじ市に関する原子力事業所等の現状

第1 趣旨

兵庫県及び南あわじ市に関する原子力施設等の現状を把握し、防災対策の参考とする。

第2 内容

1 原子力施設

(1) 兵庫県周辺の原子力施設の立地状況

原子力施設については、原子力災害対策指針において、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる「原子力災害対策重点区域」が定められているが、県内に原子力施設は立地しておらず、周辺の施設も県境から離れているため、原子力災害対策重点区域は兵庫県内に存在しない。

(2) 南あわじ市の原子力施設の立地状況

南あわじ市内には、該当する施設は存在しない。

表 実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域

施設の種類		重点区域の目安（半径）
発電用原子炉施設		概ね5 km 又は30km（※1参照）
試験研究用等原子炉施設	10MW＜熱出力 ≤100MW	5 km
	2 MW＜熱出力 ≤ 10MW	500m
	熱出力 ≤ 2 MW	—
ウラン加工施設	ウラン235の取扱量が0.08TBq以上	5 km
	ウラン235の取扱量が0.08TBq未満	1 km
	敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満	500m
	濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満	—

※1 実用発電用原子炉の原子力災害対策重点区域

区域	重点区域の目安（半径）	定義
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone)	概ね5 km	- 急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL(緊急時活動レベル)に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域 - IAEA(国際原子力機関)の国際基準において、3～5 kmの間で設定することとされていることを踏まえ設定
緊急時防護措置を準備する区域	概ね30km	確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL(運用上の介入レベル)に基づき、緊急時防護措置を準備す

区域	重点区域の目安 (半径)	定義
(UPZ : Urgent Protective action planning Zone)		る区域 ・ IAEAの国際基準において、5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ設定

※ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構「もんじゅ」の重点区域については、発電用原子炉施設と同様とする。

○ 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況 (令和4年8月現在)

設置者名	施設名	所在地	炉型	電気出力 (万kw)	重点区域 (半径)	県境からの距離
関西電力(株)	高浜発電所 1号機	福井県大飯郡高浜町	PWR	82.6	30km	約42km
	2号機	〃	〃	82.6	〃	〃
	3号機	〃	〃	87.0	〃	〃
	4号機	〃	〃	87.0	〃	〃
	大飯発電所 1号機(廃)	福井県大飯郡おおい町	PWR	117.5	5 km	約52km
	2号機(廃)	〃	〃	117.5	〃	〃
	3号機	〃	〃	118.0	30km	〃
	4号機	〃	〃	118.0	〃	〃
	美浜発電所 1号機(廃)	福井県三方郡美浜町	PWR	34.0	5km	約82km
	2号機(廃)	〃	〃	50.0	〃	〃
	3号機	〃	〃	82.6	30km	〃
	敦賀発電所 1号機(廃)	福井県敦賀市	BWR	35.7	5km	約90km
日本原子力発電(株)	2号機	〃	PWR	116.0	30km	〃

(廃) : 廃止措置中の原子炉 PWR : 加圧水型軽水炉 BWR : 沸騰水型軽水炉

○ 兵庫県周辺における研究開発段階発電用原子炉施設の立地状況 (令和4年8月現在)

設置者名	施設名	所在地	炉型	電気出力 (万kw)	重点区域 (半径)	県境からの距離
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖原型炉 もんじゅ(廃)	福井県敦賀市	FBR	28.0	30km	約87km
	新型転換炉原型炉 ふげん(廃)	福井県敦賀市	ATR	16.5	5 km	約90km

(廃) : 廃止措置中の原子炉 FBR : 高速増殖炉 ATR : 新型転換炉

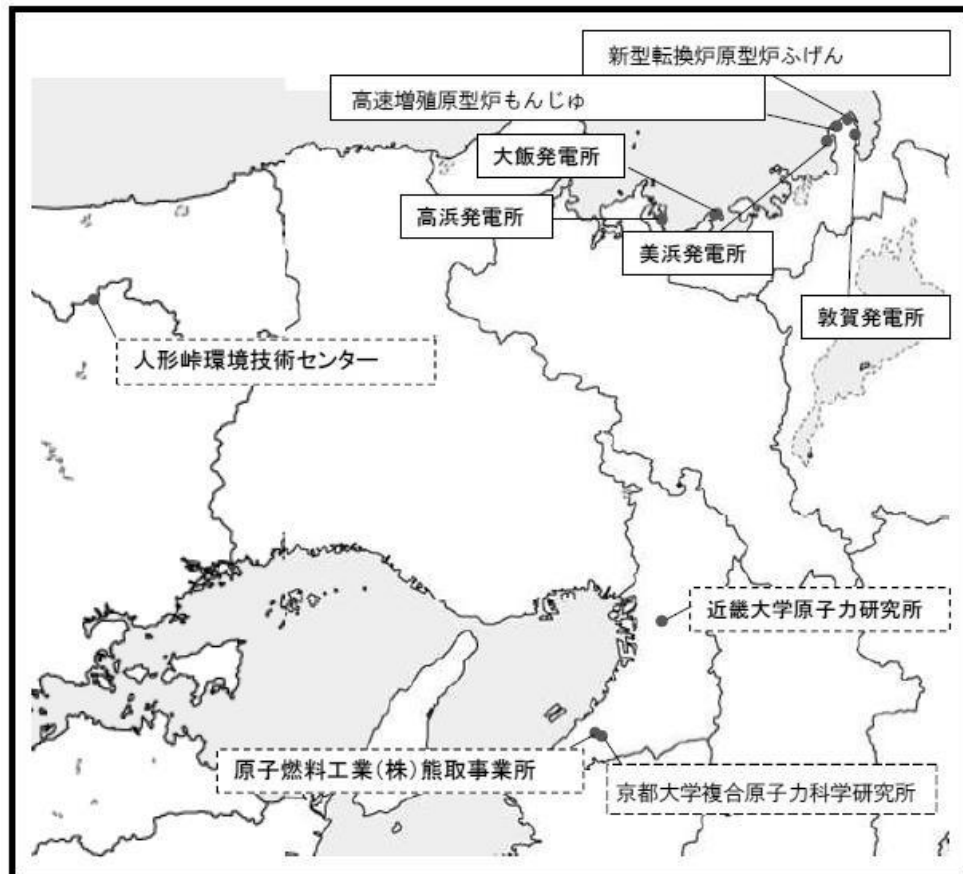
○ 兵庫県周辺における試験研究炉及び臨界実験装置の立地状況 (令和4年8月現在)

設置者名	施設名	所在地	炉型	熱出力 (kw)	重点区域 (半径)	県境からの 距離
近畿大学	UTR-KINKI (近畿大学研究用原子炉)	大阪府東大阪 市小若江	濃縮ウラン軽水減速 黒鉛反射非均質型	1 W	—	約15km
京都大学	KUR (京都大学研究用原子炉)	大阪府泉南 郡熊取町	濃縮ウラン軽水減速 軽水冷却非均質型	5,000	500m	約30km
	KUCA (京都大学臨界集合体 実験装置)		濃縮ウラン非均質型 (軽水減速及び固体減速)	0.1 短時間最大 1	—	

○ 兵庫県周辺における核燃料加工施設の立地状況 (令和4年8月現在)

事業所名	所在地	濃縮度	年間最大 処理能力	処理方法	重点区域 (半径)	県境からの 距離
原子燃料工業(株) 熊取事業所	大阪府泉南 郡熊取町	5%以下	284 トン U	棒状加工 (PWR 用)	500m	約 30km
(独) 日本原子力研究開発機 構 人形峠環境技術センター	岡山県苫田 郡鏡野町	5%以下	100 トン SWU	ウラン濃縮	—	約 42km

【兵庫県周辺の原子力施設】



(3) 被害の想定

① 被害想定の対象

兵庫県に対する危険性の観点から、福井県内の原子力発電所において大規模な災害が発生した場合を想定する。

② 原子炉施設で想定される放射線の放出

原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）においては、多重の物理的防護壁が設けられているほか、大規模な自然災害や火災・内部溢水・停電等によるシビアアクシデントを防止するために、津波防護壁や防潮扉の設置、非常用電源の強化などの対策がとられている。さらに、万一シビアアクシデントが発生しても、炉心損傷の防止、格納容器の閉じ込め機能等の維持、放射性物質の拡散抑制のための対策がとられている。これらの深層防護が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

③ 本計画が前提とする災害

兵庫県は、原子力災害対策重点区域には入っていないが、不測の事態にも対処できるよう、予期されない事態によって原子力施設の格納容器等の大規模な損壊に至る事態を仮定して本計画を作成する。

災害の発生場所	福井県内の原子力発電所
災害の内容	何らかの原因で原子力発電所から大量の放射性物質が環境中に放出される事態
災害の規模	兵庫県内において飲食物の摂取制限、屋内退避等の緊急防護措置を講じる必要が生じる規模

2 放射性物質の輸送

(1) 現状

放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて輸送容器が区分されている。

【輸送物の種類】

種 類	概 要	主な用途	
		核燃料物質 核原料物質	放射性同位元素 放射性医薬品
IP 輸送物	放射能濃度が低いものなど、危険性が比較的小さいものに限定することで安全性を確保する輸送物	低レベル放射性廃棄物、未照射天然ウラン、原子炉廃材 等	低レベル放射性廃棄物
L 型輸送物	1 輸送物中の放射性物質の収納量を極少量に制限することにより、その危険性を極めて小さなものに抑えたもの	微量の放射性資料等	微量の線源（放射性同位元素装備機器、放射線照射器具、放射性医薬品、実験用トレーサー等）
A 型輸送物	1 輸送物中の放射性物質の収納量を一定量に制限するとともに、通常予想される出来事（降雨、振動、取扱中の衝撃）に対する強度を持たせたもの	原子力発電所用の新燃料集合体、六フッ化ウラン、二酸化ウラン等	放射線照射装置の密封線源、放射線応用計測器の密封線源等
B 型輸送物	1 輸送物中に大量の放射性物質を収納しているので、輸送中に遭遇する大事故（火災、衝突、水没等）にも十分に耐えられるように、極めて強固な放射性輸送物としたもの	使用済核燃料、高レベル放射性廃棄物、MOX 燃料集合体 等	放射線照射装置の密封線源、放射性医薬品の原料等

放射性物質の輸送は、全国で年間約28万回実施されており（H20国土交通省）、兵庫県内においても医療用線源や核燃料物質の輸送が行われている。このうち、B型輸送物の輸送については事業者等が県公安委員会に届け出る必要があるが、セキュリティ上、輸送ルートや日時は非公開とされている。

(2) 過去の災害事例

発生時期	発生場所	事案の概要
S 46. 8	大阪府	非破壊検査用イリジウムを運搬中、落ちた線源ホルダーを従業員が素手で扱い、被ばくした。
S 50. 4	山口県	非破壊検査用イリジウムを運搬中、雨のため車がスリップし、車がガードレールに接触して線源容器が車から路上に落ちた。線源の漏洩及び汚染等はなかった。
S 50. 9	大分県	セシウム 137 の密度計を運搬中のトラックが居眠り運転で民家の塀に衝突した。密度計に異常はなかった。
S 58. 8	茨城県	放射性物質を輸送中のコンテナ車が盗難にあい、一部の物質が回収できなかった。
S 60. 8	群馬県	L 型輸送物 74 個、A 型輸送物 18 個を積載した旅客機が墜落し、一部の輸送物が行方不明となった。調査の結果、環境への影響はないことが確認された。
H20. 9	京都府	L 型輸送物（リン 32、1 ml）が運搬中所在不明となった。

※原子力安全委員会、原子力規制委員会による。

(3) 被害の想定

L型輸送物、A型輸送物及びIP輸送物は、万一収納物の漏洩が生じた場合でも一般住民等の被ばくが定められた線量の限度を超えないよう、収納物の放射能の量、放射線量率が制限されている。また、B型輸送物は、収納する放射能の量が多いため、極めて頑丈な輸送容器で安全性を担保することとされている。

一方で、輸送にあたっては、輸送物の種類に応じ、放射性物質である旨の標識を付け、関係書類や測定機器、保護具を携行することとされており、B型輸送物の一部については専門家の同行が義務づけられているなど、事故発生に備えた対策も講じられている。

さらに、原災法では、事業所外運搬時に容器から1m離れた場所において $100\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された場合には、原子力事業者が国、県、市町へ通報することとされ（特定事象）、 10mSv/h 以上の放射線量が検出された場合には原子力緊急事態宣言が予定されている。

そのため、本計画では交通事故等により放射線が容器外に漏れ、原子力緊急事態に至る場合を想定する。

災害の発生場所	兵庫県内
災害の内容	輸送中の事故、自然災害による被災等による放射能の容器外への漏洩
災害の規模	原子力緊急事態に至る災害

3 放射性物質の取扱施設

(1) 兵庫県における立地状況

① 核燃料物質の使用許可を受けている施設

原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は9施設となっている（原子力規制庁、R4.7.1現在）。

いずれも臨界のおそれのない少量の核燃料物質を使用している施設で、施設検査と保安規定策定は義務づけられていない。

【市町別事業所数】

神戸市	姫路市	尼崎市	三田市	計
4	1	2	2	9

② 放射性同位元素等取扱事業所

336事業所が所在している（原子力規制庁、R2.3.31現在）。

【使用事業所の機関別内訳】

医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合計
53	16	15	212	40	336

【市町別事業所数】

市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数
神戸市	102	たつの市	8	養父市	1	神河町	0
姫路市	34	赤穂市	5	丹波市	7	市川町	0
尼崎市	27	西脇市	2	南あわじ市	1	福崎町	1
明石市	11	宝塚市	10	朝来市	3	太子町	0
西宮市	23	三木市	1	淡路市	0	上郡町	4
洲本市	3	高砂市	14	宍粟市	2	佐用町	4
芦屋市	1	川西市	2	加東市	3	香美町	0
伊丹市	18	小野市	4	猪名川町	0	新温泉町	0
相生市	3	三田市	3	多可町	0		
豊岡市	5	加西市	5	稲美町	0		
加古川市	23	丹波篠山市	0	播磨町	6		

③ 放射性医薬品使用施設

58 施設が所在している（（公社）日本アイソトープ協会、R 元年度。②の施設と重複あり。）。

(2) 南あわじ市の原子力施設の立地状況

南あわじ市内には、該当する施設は存在しない。

(3) 過去の災害事例

① 自然災害による被害事例

国内の地震による被害では施設周辺環境に基準を超えた放射性汚染や放射線漏洩は報告されていない。

災害名	時期	事例	出所
阪神・淡路大震災	H 7	非密封の放射性物質の入ったビン等が倒れ、中の溶液がこぼれた事例が3件報告されているが、施設外に放射線障害を発生させるような被害は生じていない。	(社) 日本アイソトープ協会
東日本大震災	H23	文部科学省が約 250 事業所を調査したところ、1 件の所在不明が判明した。	原子力規制委員会

② その他の事故事例

最近の全国の事故発生状況は次のとおりである（原子力規制委員会）。従業員等が被ばくした事例も報告されている。

【最近の事故の発生状況】

年度 型別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
紛失・誤廃棄・盗取	2	1	5	3	0	1	1	3	1	4	3	2	0	26
被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
汚染・漏洩	0	2	0	2	4	1	1	0	1	3	1	0	2	17
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計	2	3	5	5	4	2	2	4	2	7	5	3	2	46

【兵庫県内の事例】

発生時期	発生場所	事案の概要
S 60. 3	神戸市	病院改築の際、ラジウム 226 の保管庫が発見され、保管庫内の引き出しの一部に汚染が検出された。
H 3. 2	神戸市	ガスクロマトグラフに放射性ニッケル線源を装備したまま誤って廃棄し、線源を紛失した。
H12. 10	神戸市	大学の非管理区域のキャビネットから未届けのガスクロマトグラフ用線源が発見された。線量計測等により被ばく等のおそれのないことを確認した。
H16. 10	神戸市	大学において、許可を受けている以外の研究室で放射性同位元素の使用及び保管を行っていた。汚染は検出されなかった。
H18	丹波市	会社の解散、経営者の死亡後、トリウムを含む核原料物質モナザイト 5 t が工場跡に残され、経営者の遺族が文部科学省、県等に管理と処分の方策を相談した。
R3. 5	姫路市	エックス線による測定装置を点検していたところ、装置からエックス線が漏れており、作業員の被ばくが判明した。

※原子力安全委員会、原子力規制委員会等による。

(4) 災害の想定

県内の放射性物質取扱施設は、取り扱っている放射性物質の量が少ないため、災害による被災や火災等によって施設外に放射能が漏れるおそれは小さいと考えられる。

しかしながら、消火や救助活動にあたって不用意に線源に近づくことにより、消防職員等が被ばくするおそれがあるほか、火災や爆発によって放射性物質が飛散する可能性もある。

そのため、本計画では、放射性物質取扱施設における事故により施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出される事態を想定する。

災害の発生場所	放射性物質取扱施設
災害の内容	自然災害による施設の被災、施設の火災、被ばく者の発生
災害の規模	施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出され、周辺住民に避難等の防護措置が必要となる規模

※ 放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。）

4 放射性物質の不法廃棄等

(1) 過去の災害事例

① 国内の状況

放射性物質は、運搬中を除き、基本的に関係法令により許可を受け又は届出を行った事業所の外で放射性物質が発見されることはない。

しかしながら、全国的に見ると毎年のように放射性同位元素の紛失・誤廃棄が発生しており、関西においても想定外の場所で放射性物質が発見され、大きな問題となった事例もある。

【関西における事例】

発生時期	発生場所	事案の概要
H12. 5	兵庫県 神戸市	業者が製鉄所に搬入しようとしていたスクラップから、放射線を放出する鉛容器が発見され、鉛容器表面で、最大で約 1,400 μ Sv/h の放射線を検出した。後日、容器の内容物はラジウム 226 密封線源（針）であることが判明し、警察の捜査により、和歌山県内の医療機関が所持していた医療用のラジウム針であることが判明した。
H12. 12	大阪府 高槻市	医薬研究所の研究員が、放射性物質であるヨウ素 125 等が無断で持ち出し、J R 高槻駅コンコースにばらまいた。消防職員が現場周辺を立入禁止にし、府警は化学捜査の特殊部隊を出動させた。少量であったため、人体に直接の影響はなかった。
H25. 3	滋賀県 高島市	鴨川琵琶湖流入付近の河川敷及び隣接民有地に、無断で産業廃棄物である放射性セシウム(最大 3,900Bq/kg)に汚染された木くず約 310 立方メートルが敷設されるとともに、木くず入り大型土のう 77 袋（約 77 立方メートル）が放置された。

※原子力安全委員会、原子力規制委員会等による。

(2) 災害等の想定

放射線は目に見えないため、放射性物質が管理区域外で発見されることはまれである。しかしながら、福島第一原発事故以降、民間団体や個人で線量計を購入して空間線量を計測するケースも増えており、思わぬ場所で発見されることは十分考えられる。また、放射性物質のまきちらしや爆破など、犯罪やテロに使われる可能性もある。

本計画では、管理区域外での放射性物質の発見、故意の廃棄・まきちらし等を想定するが、これらの事態については発生場所や規模をあらかじめ想定しておくことは困難である。

2 災害予防計画

第1章 基本方針.....	事原 2-1-30
第2章 緊急事態応急対策への備え.....	事原 2-2-31
第3章 原子力防災に関する知識の普及啓発.....	事原 2-3-36

第1章 基本方針

第1 計画の目的

応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、平時から備える。

第2章 緊急事態応急対策への備え

第1節 緊急時モニタリング体制の整備

1 原子力事業者の措置（核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等関係）

原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、モニタリングの実施等といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担及び携行する資機材等を記載した運搬計画書並びに迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信等資機材及び防災資機材を携行する。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために所要の要員を配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

2 放射性同位元素取扱事業者の措置（放射性同位元素等に係る事業所外運搬災害及び放射性同位元素取扱事業所災害等関係）

放射性同位元素取扱事業者及び放射性同位元素取扱事業者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素取扱事業者等」という。）は、法令で定める放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定するために必要な体制を整備する（放射線障害防止法第20条、第33条）。

3 県及び市の措置

- (1) 県は、国の委託を受け、衛生研究所で実施している環境放射能水準調査により、平常時の環境放射線量等のデータを収集し、もって緊急時における対策のための基礎データとする。
- (2) 県は、播磨科学公園都市に所在する（公財）高輝度光科学研究センター等の公的研究機関及び（公社）兵庫県放射線技師会等の技術者集団など、放射線モニタリング実施体制を整備している機関との間で、緊急時モニタリングに係る協力体制を構築するよう努める。
- (3) 県は、県内で核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害が発生した場合に備え、当該原子力災害発生時に文部科学省、国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門、指定公共機関（日本原子力研究所、核燃料リサイクル開発機構）及び原子力事業者から動員される緊急時モニタリング要員の受入れについてあらかじめ体制を整える。
- (4) 県、市及びその他関係機関は、放射性同位元素取扱事業者以外の者で放射性物質が不法に持ち込まれるおそれのある者に対し、検査体制の整備など必要な防止対策を講じるよう働きかけに努める。

第2節 救援・救護活動体制の整備

【市民福祉部、淡路広域消防事務組合】

第1 消防活動体制の整備

- 1 淡路広域消防事務組合は、放射性同位元素取扱事業所の立地状況等も踏まえ、次に掲げる消防活動体制の整備に努める。
 - (1) 防災資機材（放射線計測資機材及び放射線防護資機材を含む。）の整備
 - (2) 職員の研修・訓練（放射線計測及び放射線防護（除染を含む。）、放射線による影響等に関する研修・設備を含む。）
 - (3) 事業所等の把握
- 2 県は、淡路広域消防事務組合が実施する消防活動体制の整備について、国及び専門家と協力し、必要な助言、情報提供等の支援を行う。

第2 緊急時医療体制の整備

1 関係職員の研修

県、市及び医療関係機関は、医療従事者等に対し、国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門等の関係機関が実施する研修への参加等により、放射線の性質、単位等の基礎知識や放射線防護の技術（除染を含む。）、放射線障害、被ばく・汚染患者の取扱い等の知識・技術の取得に努める。

2 緊急時対応可能医療機関の把握

県及び市は、以下の区分により、地域内外の緊急時対応可能医療機関（救急疾患と汚染・被ばくを伴う患者の治療を行える施設）を事前に把握するよう努める。

（区分）

ア 放射線障害専門病院

重度の内部汚染に対処できる能力を持つ施設

イ 緊急被ばく医療施設

- ・ 5～6 Gy以上の全身被ばく患者の治療（緊急被ばく医療、救急医療、皮膚科及び造血幹細胞移植専門家が必要）を行える施設
- ・ 2 Gy以上の全身被ばく患者の治療を行える施設
- ・ 汚染（対表面、創傷部）を伴う患者の治療を行える施設

【原子力災害医療の体制】

名称	役割	主な医療機関
高度被ばく医療支援センター	原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 国立大学法人弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学
基幹高度被ばく医療支援センター	平時において、地域の中核となる医療従事者等や、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに所属する従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な研修を行う。また、原子力災害時には高度被ばく医療支援センター等への支援を行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
原子力災害医療・総合支援センター	平時において、原子力災害拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。	国立大学法人弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学
原子力災害拠点病院 (旧二次被ばく医療機関)	原子力災害時に、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。立地道府県等内の協力機関の職員に対する基礎的な研修を定期的を実施し、又は立地道府県等が実施する研修に協力する。	(独)国立病院機構 京都医療センター (独)国立病院機構 大阪医療センター 福井県立病院緊急時医療対策施設 福井大学医学部附属病院 (独)国立病院機構 岡山医療センター 鳥取県立中央病院
原子力災害医療協力機関 (旧初期被ばく医療機関)	原子力災害時において行われる診療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。	(京都府内)市立福知山市民病院外28カ所 (大阪府内)府立中河内救急救命センター外1カ所 (福井県内)若狭高浜病院外14カ所 (鳥取県内)鳥取市立病院外13カ所
原子力災害医療派遣チーム	拠点病院等に所属し、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う。	

第3節 平時からの防災関係機関等との連携体制の整備

第1 防災関係機関との連携体制の整備

1 防災関係機関との連携

- (1) 県、南あわじ警察署、市その他防災関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携」に記載している対策を円滑に実施できるよう、必要な体制整備を図る。
- (2) 県は、自衛隊と連携・調整し、原子力災害等に関する災害派遣について、自衛隊の有する能力が最大限に発揮されるよう十分な配慮を求める。

2 専門家派遣

県及び市は、原子力事業者等から県内における特定事象発生の通報を受けた場合等、必要に応じて、国に対し事態把握のために専門的知識を有する職員等の派遣要請の手続きをあらかじめ定めておく。

県及び市は、「放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について（昭和59年2月、放射性物質安全輸送連絡会）」に基づき、放射性物質の輸送中の事故に際し、必要に応じて、国から派遣される専門家の受入れについて、あらかじめ定めておく。

第2 専門家との協力体制の整備

1 専門家の把握

県は、原子力災害等発生時において、専門的な見地から助言を得るため、原子力災害に係る専門的知識を有し協力を得ることが可能な専門家を事前に把握して、名簿を作成し、常に充実に努めるとともに、当該専門家との連携を図る。なお、専門家は兵庫県内又は近隣に居住するものを中心に把握する。

（登録区分）

- ① 原子力施設に係る専門家
- ② 輸送に係る専門家
- ③ 保健物理に係る専門家
- ④ 環境安全に係る専門家
- ⑤ 放射線計測に係る専門家
- ⑥ 緊急時医療に係る専門家
- ⑦ 社会科学（社会心理学等）に係る専門家

第4節 要配慮者支援対策の強化

【市民福祉部、産業建設部】

第1 要配慮者の把握と情報伝達体制の整備

要配慮者の把握と情報伝達体制の整備については、自然災害対策編 第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第16節「要配慮者（避難行動要支援者）対策の強化」に基づき、必要な対応を図る。

第2 社会福祉施設等の防災体制の整備

市及び県等は、次の対策を講じる。

- (1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立
- (2) 社会福祉施設の対応強化
- (3) 社会福祉施設等の整備
- (4) 県立社会福祉施設の地域社会等に対する支援拠点としての位置づけ
- (5) 高齢者、障がい者等に配慮した避難所の整備

第3 外国人対策の強化

外国人に対する日常の情報提供及び原子力災害等発生時の情報伝達等の方法については、自然災害対策編 第3編「風水害等応急対策計画」第3章「災害応急活動の展開」第13節「要配慮者対策の実施」第2「高齢者、障がい者等への支援」5「外国人への情報伝達等」に基づき、必要な対応を図る。

第3章 原子力防災に関する知識の普及啓発

第1節 県及び市の措置 【危機管理部】

第1 普及啓発の実施

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県及び市は、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

また、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 県、市及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- (4) 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

第2 専門的情報の提供

県及び市は、原子力災害時に住民等が伝達情報を理解するための助けとなるよう、あらかじめ住民等が知りたい情報を得られるサイトを整理し、ホームページ等に掲載するよう努める。

- (1) 放射性物質や放射線に関する情報

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門トップページ

<https://www.qst.go.jp/site/qms/>

「放射線の知識と教養」

[https://www.nirs.qst.go.jp/publication/movie/mp4-](https://www.nirs.qst.go.jp/publication/movie/mp4-knowledge_education/index.html)

[knowledge_education/index.html](https://www.nirs.qst.go.jp/publication/movie/mp4-knowledge_education/index.html)

「放射線被ばくのQ&A」

<https://www.qst.go.jp/site/qms/39506.html>

- (2) 放射線による健康影響等に関する情報

環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」

<https://www.env.go.jp/chemi/rhm/r1kisoshiryo.html>

- (3) 原子力防災に関する情報

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 「原子力防災情報」

http://www.jaea.go.jp/04/shien/research2_j.html

- (4) 放射線モニタリングに関する情報

原子力規制委員会 「放射線量測定マップ」

<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>

第3 専門機関等の支援

県及び市は、知識の普及啓発の活動に必要な場合は、国、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究機構）、原子力事業者等に協力を求める。

第2節 研修・訓練の実施

【危機管理部】

県及び市は、原子力災害等の対策業務に携わる者として、原子力災害等の対策に関する次に掲げる事項について研修を実施する。なお、研修の実施方法として、専門家招聘による講演会のほか、関係機関が行う研修等を活用する。

- ① 対象原子力災害等の対策体制及び組織に関すること
- ② 対象原子力災害等の内容とその特性に関すること
- ③ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ④ モニタリング実施方法及び放射線測定機器に関すること
- ⑤ 防災対策上の諸設備に関すること
- ⑥ 緊急時に県、国、原子力事業者等が講じる対策の内容に関すること
- ⑦ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑧ 避難退域時検査、原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑨ その他緊急時の対応に関すること

第1 訓練の実施

1 防災訓練への取り入れ

- (1) 県及び市は、原子力災害等に係る訓練及び広域住民避難受入に係る訓練を、防災訓練の一項目として取り入れるよう努める。なお、実施は、原子力事業所立地及び周辺府県、市町の訓練実施状況を参考とする。
- (2) 県及び市は、緊急時通信連絡等の訓練を充実する。

2 実践的な訓練の工夫と事後評価

訓練を実施するにあたり、必要に応じて、国からも助言を求め、現場における判断力の向上や、迅速・的確な活動に資する実践的な訓練となるよう工夫する。

当該訓練の目的及びチェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、原子力災害等に対する防災体制の改善に取り組み、必要に応じて、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第2 関係資料の整備

- (1) 県及び市は、研修、訓練及び災害時において活用するため、地図、気象資料、平常時環境放射線モニタリングに関する資料等の整備を図る。
- (2) 防災関係機関は、防災に関する資料の収集にあたり、相互に協力する。

3 災害応急対策計画

第1章 基本方針.....	事原 3-1-40
第2章 迅速な応急活動体制の確立.....	事原 3-2-53
第3章 迅速な応急活動の展開.....	事原 3-3-64
第4章 広域避難者の受入れ.....	事原 3-4-86

第1章 基本方針

第1 対応方針

1 原子力施設における事故等への対応

(1) 基本的な考え方

原災法、原子力災害対策指針に従って対応する。

(2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

① 原子力施設の状況に基づく予防的防護措置の実施

原子力災害対策指針では、緊急事態を3つに区分し、放射性物質の放出開始前から、原子力施設の状況に基づく EAL（Emergency Action Level：緊急時活動レベル）と呼ばれる判断基準によって、必要に応じた予防的防護措置を講じることとしている。原災法に定める特定事象（法第10条）、原子力緊急事態（法第15条）の基準もこの区分に沿ったものとなっている。

兵庫県は原子力対策重点区域（PAZ、UPZ）ではないが、放射性物質の大規模な放出があった場合には、UPZ 外においても、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国が必要性を判断して屋内退避の指示を出すこととなっている。その際には、同心円を基礎として行政区域単位等で屋内退避の範囲が設定される。

【緊急事態区分と主な対応】

区分	警戒事態 EAL (AL) ※1	施設敷地緊急事態 EAL (SE) ※1	全面緊急事態 EAL (GE) ※1
基準例	- 大地震（所在市町村で震度6弱以上） - 所在市町村沿岸を含む津波予報区においてで大津波警報の発令	- 全交流電源喪失 - 施設境界付近で基準値（$5 \mu\text{Sv/h}$）を超える放射線量を観測	- 冷却機能喪失 - 施設境界付近で基準値（$5 \mu\text{Sv/h}$（2地点以上又は10分間以上継続））を超える放射線量を観測
事態の状況	住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれの発生	住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象の発生（原災法第10条）	原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象の発生（原災法第15条）
措置の概要	情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者※2の避難等の予防的防護措置の準備を開始	- PAZ内において、施設敷地緊急事態要避難者は避難開始、または屋内退避を実施し、その他の住民は避難準備を開始するとともに、安定ヨウ素剤の服用準備を実施 - UPZ内において、屋内退避の準備を実施	- PAZ内において、住民の避難等の予防的防護措置を実施 - UPZ内において、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZと同様の予防的防護措置を実施
国の対応	- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置 - 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部の設置	- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部の設置 - 現地事故対策連絡会議の開催・緊急時モニタリングセンターの立ち上げ	- 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出 - 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置 - 国・関係府県・市町等の災害対策本部からなる原子力災害合同対策協議会を開催
兵庫県への対応	災害警戒本部の設置	PAZ住民の避難受入準備	- 災害対策本部の設置 - PAZ、UPZ住民の避難受入 - 県民に屋内退避の可能性を注意喚起 - 放射性物質放出後は国の指示により防護措置を実施

※1 (AL)=Alert、(SE)=Site area Emergency、(GE)=General Emergencyのこと。

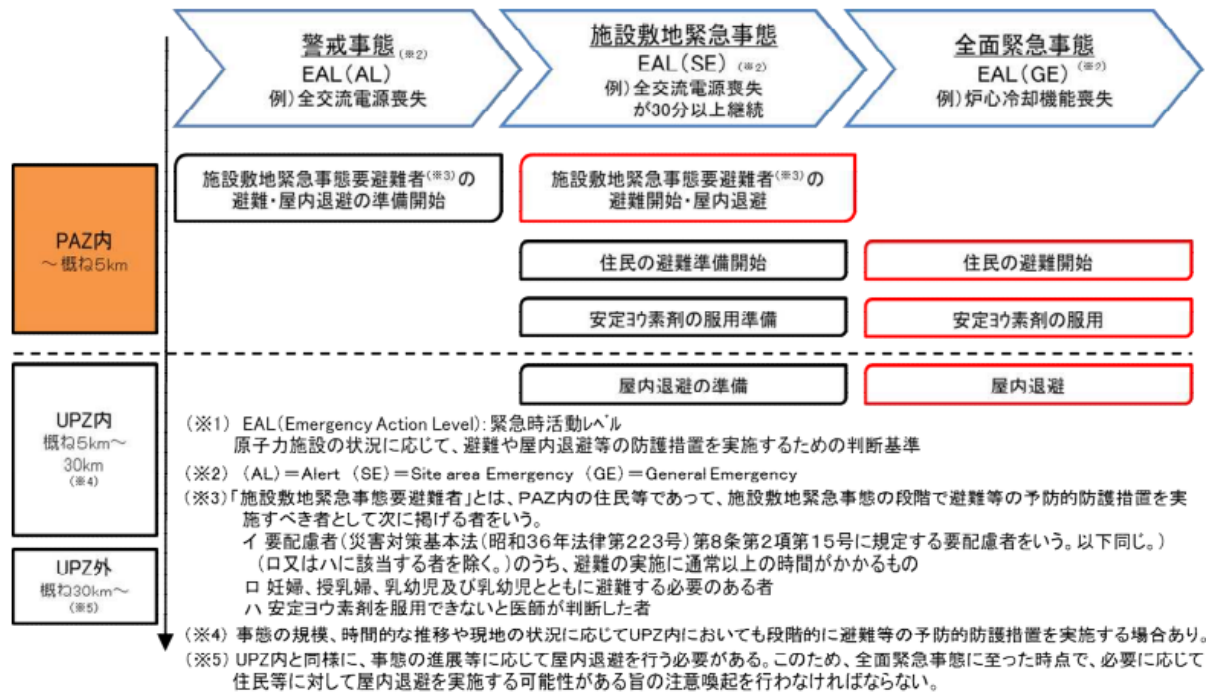
※2

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

【緊急時の防護措置】

【緊急時の防護措置】



(出典：令和3年1月5日策定「美浜地域の緊急時対応」を元に兵庫県が加工したもの)

② 観測可能な指標に基づく緊急時防護措置の実施

原子力施設から放射性物資が放出された後は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果に基づき緊急時防護措置を実施することとされている。

防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質濃度等の値で表される OIL (Operational Intervention Level：運用上の介入レベル) が設定されている。

【運用上の介入レベル（OIL）と防護措置の概要】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避時検査を実施して、基準を超える際は簡易除染等を実施
			β 線：13,000cpm※4【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※8	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

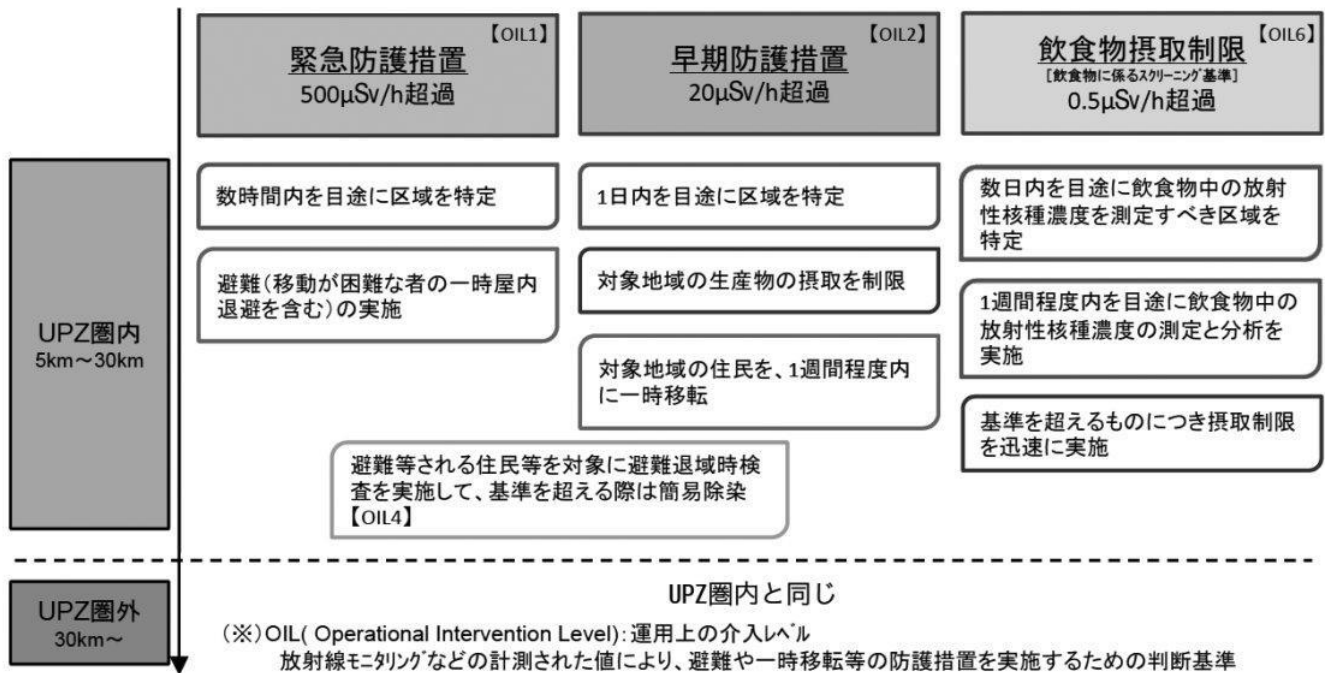
OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過し

た時点の空間放射線量率（1時間地）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

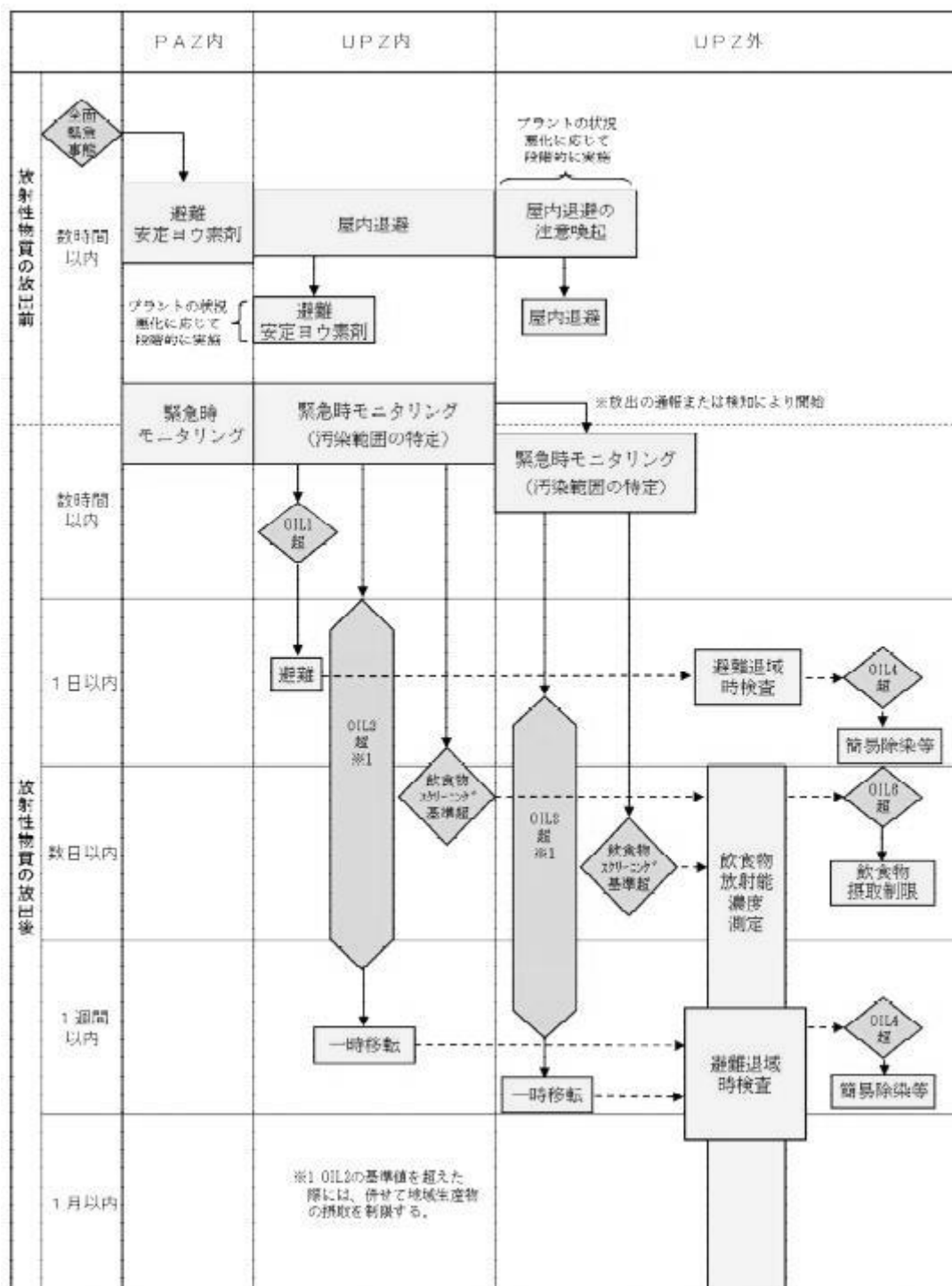
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である OIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線率（OIL1）が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線率（OIL2）が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難住民に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講ずるようにしなければならない。さらに経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取制限をしなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

【原子力施設からの距離とOILの関係】



【防護措置の全体像】



※これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりには発生するものではなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意する。

第2 各機関の応急対応の概要

1 事業所外運搬災害等の場合

(1) 原子力事業者等

原子力事業者が選任する原子力防災管理者は、県内における核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項で定める通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、15分以内を目処として、その旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町等に通報する。

また、原子力事業者は、直ちに立入制限区域の設定、汚染、漏洩の拡大防止対策、しゃへい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図ることとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じて、他の原子力事業者に必要な要員及び資機材の支援要請を行う。

原子力緊急事態宣言が行われた場合には、国とともに、原子力事業所に準じた緊急事態応急対策（原災法第26条第1項）を主体的に講じる。

(2) 県及び市

県及び市は、特定事象発生の通報があった場合には、直ちに、応急対策の実施に備え、必要な体制を整えるとともに、情報の収集・伝達に努める。また、原子力緊急事態宣言が行われた場合には、直ちに、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策等の応急対策等を実施する。

2 放射性同位元素等に係る事業所外運搬の場合

(1) 放射性同位元素取扱事業者等

放射性同位元素取扱事業者等は、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合には、直ちに、その旨を南あわじ警察署又は第五管区海上保安本部に通報するとともに、消火、延焼防止、避難の警告、救出、汚染の拡大防止及び除去等の応急の措置を講じる。また、放射性同位元素取扱事業者等は、遅滞なく、その旨を文部科学省又は国土交通省に届け出る（放射線障害防止法第33条第1項、第2項）。併せて、淡路広域消防事務組合にも通報する。

(2) 発見者

放射性同位元素に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合には、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を南あわじ警察署又は第五管区海上保安本部に通報する（放射線障害防止法第33条第2項）。併せて、淡路広域消防事務組合にも通報する。

(3) 県及び市

県及び市は、上記事案の発生を覚知した場合は、直ちに、応急対策の実施に備え、必要な体制を整えるとともに、情報の収集・伝達に努める。また、応急対策を実施するため又は応急対策に備えるため必要があると認めるときは、直ちに、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持等の応急対策を実施する。

3 不法廃棄等事案の場合

(1) 発見者

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見したもの（鉄鋼関連事業者等）は、直ちに、その旨を淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署及び第五管区海上保安本部に通報する。また、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性がある判断される場合には、文部科学省にも通報する。なお、一般発見者の通報先は、淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署又は第五管区海上保安本部のいずれかとする。

(2) 県及び市

県は、通報を受けた淡路広域消防事務組合等から連絡を受けた場合は、その旨を消防庁に通報する。なお、一般発見者からの通報の場合で、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性がある判断される場合には、文部科学省にも連絡する。さらに、県及び市は、必要に応じて、災害広報等の応急対策を実施する。

4 原子力災害等の場合

(1) 県及び市

県は、県外において原子力災害等が発生した場合は、関係省庁、関係府県及び原子力災害等が発生した原子力事業所等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じて、入手した情報を市町等、関係機関に提供する。

また、県及び市は、必要に応じて、災害広報等の応急対策を実施する。

(2) 関西電力㈱

関西電力㈱は、同社が運転する原子力発電所において、原子力災害が発生するおそれがあり又は発生した場合は、県に連絡する。

第3 応急対策の流れ

(1) 県外原子力事業所（福井県内の原子力発電所等）事故災害の場合

事 項	原子力事業者	国・立地県	兵庫県	市
警戒事態 （警戒事象の発生）	・事故等発生の通報	→	→	→
		- 原子力規制庁・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置 - 緊急時モニタリングの準備〔PAZ〕 - 施設敷地緊急事態要避難者の避難 - 屋内退避準備開始		
施設敷地緊急事態 （特定事象の発生）	・原子力事業者としての緊急事態応急対策の実施	- 原子力規制庁・内閣府原子力事故合同対策本部の設置 - 緊急時モニタリングの開始〔PAZ〕 - 施設敷地緊急事態要避難者の避難開始・屋内退避 - 住民の避難準備開始〔UPZ〕 - 屋内退避の準備	- 災害警戒本部の設置 - PAZからの県外避難の受入準備	- 災害警戒本部の設置 - PAZからの県外避難の受入準備
全面緊急事態 （原子力緊急事態の発生）		- 原子力災害対策本部の設置 - 原子力災害合同対策協議会の開催〔PAZ〕 - 住民の避難開始〔UPZ〕 - 屋内退避	- 災害対策本部の設置・PAZからの県外避難の受入れ - UPZからの県外避難の受入準備	- 災害対策本部の設置・PAZからの県外避難の受入れ - UPZからの県外避難の受入準備
		〔UPZ外〕 ・状況により屋内退避指示	〔国の指示により〕 ・県民等への伝達 ・住民の生活支援	〔国の指示により〕 ・住民の屋内退避指示 ・住民の生活支援
数時間以内	・緊急時モニタリング支援	- 緊急時モニタリング - OIL1超地域特定〔OIL1超地域〕 - 避難指示	広域避難の受入調整	〔OIL1超地域〕 ・避難指示
1日以内	・避難退域時検査支援	- OIL2超地域特定 〔OIL1超地域〕 - 避難の実施	- 広域避難の受入調整 〔OIL1超地域〕 - 避難退域時検査実施 - 被ばく傷病者等の搬送 - 広域避難の調整	〔OIL1超地域〕 ・避難の実施
数日以内		飲食物の放射性核種度を測定する区域の特定		
1週間以内		飲食物の放射性核種度の測定・分析、摂取制限の実施	- 広域避難の受入調整 〔OIL2超地域〕 - 避難退域時検査実施 - 一時移転の支援（輸送手段の手配等）	〔OIL2超地域〕 ・一時移転の実施
応急対策の実施（1/2）	・放射性物質による汚染の除去	〔必要に応じ〕 ・国民への的確な情報の伝達	〔必要に応じ〕 ・モニタリングの強化	〔必要に応じ〕 ・モニタリングの強化
応急対策の実施（2/2）		・原子力災害医療の実施	- 災害広報の実施 - 各種相談の実施 - 交通の確保対策	- 災害広報の実施 - 各種相談の実施 - 災害時要援護者対策の

事 項	原子力事業者	国・立地県	兵庫県	市
			・ 飲食物の摂取制限等 ・ 放射性物質による汚染 の除去に係る協力	実施 ・ 飲食物の摂取制限等 ・ 放射性物質による汚染 の除去に係る協力

(2) 放射性物質の輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等の場合

事 項	事業者等	淡路広域消防事務組合	兵庫県	国
事故等の発生	・ 事故等発生の通報		警察 災害対策センター	【核燃料物質の場合】 原子力規制庁
	・ 緊急措置 - 立入制限区域設定 - 消火・延焼防止 - 救出 - 避難等の危険時の措置 - 緊急時モニタリング	・ 施設データの確認 ・ 消防隊・救急隊出動 (放射線防護装備)	・ 事故対応 ・ 交通規制	・ 放射性物質事故対策会議の開催
放射線検出	・ 放射線測定結果の報告		警察 災害対策センター	原子力規制庁
	・ 立入制限区域設定 ・ しやへい ・ 放射能汚染の拡大防止・除去	・ 消防警戒区域の設定 ・ 放射線検出活動 ・ 放射線危険区域及び準危険区域の設定 ・ 消火活動 ・ 救助・救急活動	・ 災害警戒本部の設置	【特定事象の場合】 - 関係省庁事故対策連絡会議の開催 - 専門家の現地派遣 - 資機材の動員
		【住民等に防護措置が必要となる場合】 ・ 住民等の安全確保 (広報・避難誘導等)	・ 災害対策本部の設置	【原子力緊急事態に至った場合】 - 原子力緊急事態宣言の発出 - 原子力災害対策本部及び現地対策本部の設置 - 緊急事態応急対策の実施（モニタリングの支援、実動部隊の派遣、放射線医療の実施、飲食物摂取制限等） - 事故発生場所周辺の住民避難等防護対策の指示
被ばく傷病者等の発生	・ 被ばく傷病者等の応急措置 ・ 汚染検査・除染 (関係者、周辺環境) ・ 汚染物の保管	・ 傷病者等の汚染検査 ・ 除染措置 ・ 消防隊員の汚染検査 ・ 除染及び被ばく状況の記録 ・ 汚染の除去に関する協力 【必要に応じ】 - 専門家派遣の要請 - 消防県内応援の要請 - 緊急消防援助隊要請 - 自衛隊派遣の要求 - 避難所の開設・運営 - 飲食物の摂取制限 - 医療・健康等各種相談の実施 等	・ 周辺環境のモニタリングの実施・公表 ・ 汚染検査・除染に関する協力 ・ 災害広報の実施 ・ 各種相談の実施 【必要に応じ】 - 消防県内応援の調整 - 緊急消防援助隊要請 - 自衛隊の派遣要請 - 避難住民への支援 等	

※特定事象、原子力緊急事態は核燃料物質が対象。

(3) 放射性物質の不法廃棄等

事 項	発見者・施設管理者	淡路広域消防事務組合	兵庫県	国
放射線の検出	・発見の通報		警察 災害対策センター	原子力規制庁
防護対策の実施	・放射性物資の存在の周知 ・周囲への立入禁止措置	【事案に応じて】 ・消防隊・救急隊出動（放射線防護装備） ・放射線検出活動 ・放射線危険区域及び準危険区域の設定 ・救助・救急活動 【住民等に防護措置が必要となる場合】 ・住民等の安全確保（広報・避難誘導等）	・原子力規制庁と対応を協議 ・災害警戒本部の設置 【事案に応じて】 ・交通規制 ・災害対策本部の設置	・状況の確認 ・必要な措置の指示
被ばく者の発生		・傷病者等の汚染検査 ・除染措置 ・消防隊員の汚染検査 ・除染及び被ばく状況の記録 ・汚染の除去に関する協力 【必要に応じ】 ・専門家派遣の要請 ・消防県内応援の要請 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊派遣の要求 ・避難所の開設・運営 ・飲食物の摂取制限 ・医療・健康等各種相談の実施 等	・周辺環境のモニタリングの実施・公表 ・汚染検査・除染に関する協力 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 【必要に応じ】 ・消防県内応援の調整 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊の派遣要請 ・避難住民への支援 等	

第2章 迅速な応急活動体制の確立

第1節 情報の収集・伝達

【淡路広域消防事務組合、情報分析班、情報発信班】

第1 事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達

1 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

(1) 原子力事業者等

① 原子力事業者が選任する原子力防災管理者は、県内における核燃料物質等の運搬中の事故による次に掲げる特定事象（原災法第10条第1項で定める通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、15分以内を目処として、その旨を国（官邸（内閣官房）、文部科学省、経済産業省、国土交通省及び内閣府）、県、事故発生場所を管轄する市町、南あわじ警察署、淡路広域消防事務組合、第五管区海上保安本部等に文書により通報することとし、主要な機関に対しては、その着信を確認する。

② 原子力防災管理者は、特定事象の通報を行った後においても、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

（その他、地震、火災その他の災害が起こったことにより、核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合は、原子炉等規制法第64条第1項に定めるところによる。）

(2) 県

県は、(1)①又は(3)により通報を受けた場合は、直ちに、その旨を発生市町に隣接する市町及び消防庁に連絡する。

(3) 市

市は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

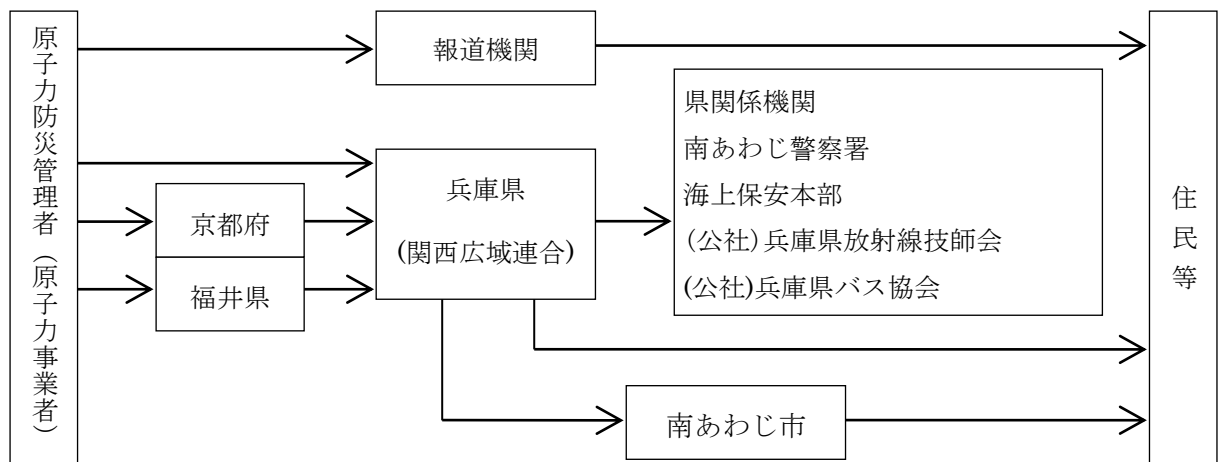
① 核燃料物質等を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨原子力事業者等から消防機関に通報があったもの。

② 原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が淡路広域消防事務組合にあったもの。

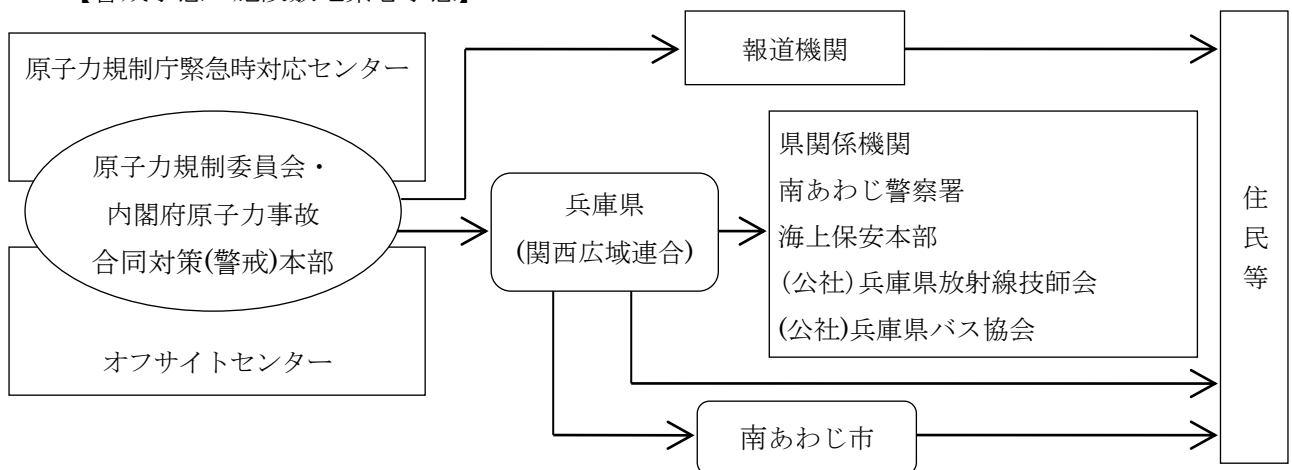
(4) 原子力緊急事態宣言発出後における現地の情報収集は、情報収集ルートが錯綜することを避ける観点から、原則として、原子力災害合同対策協議会（原災法の規定に基づき、原子力緊急事態宣言があったときに、国、県、市町等の関係機関により設置）に一元化する。

○連絡体制（情報の流れ）

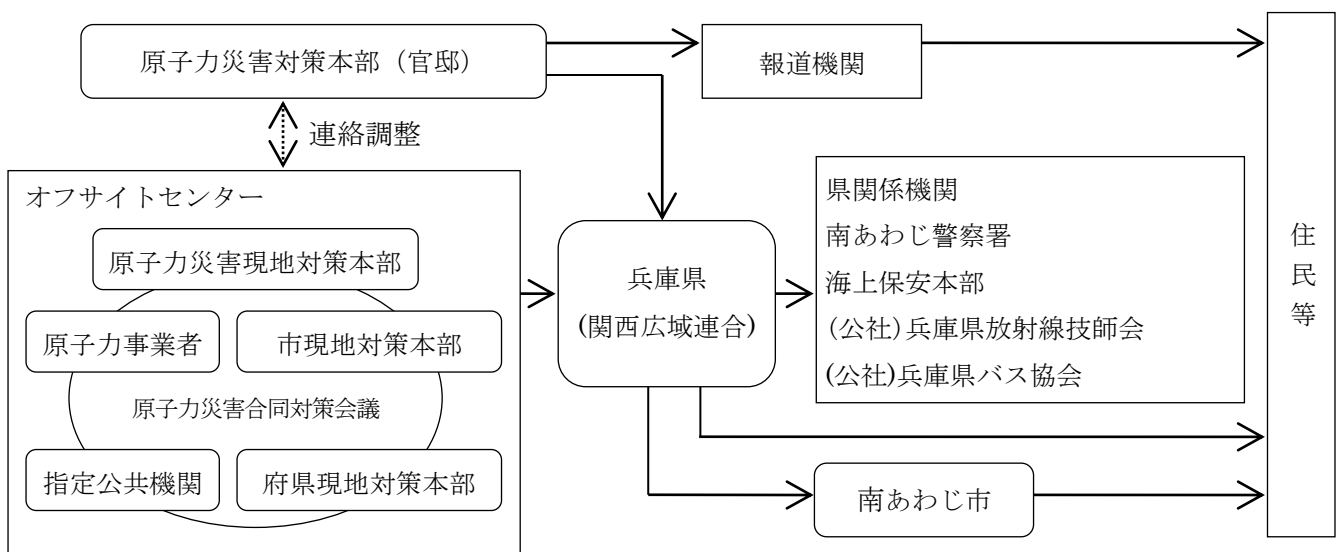
【事態発生の第一報】



【警戒事態・施設敷地緊急事態】



【全面緊急事態】



2 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合

(1) 放射性同位元素取扱事業者等

放射性同位元素取扱事業者等は、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合には、直ちに、その旨を南あわじ警察署又は第五管区海上保安本部に通報する。また、放射性同位元素取扱事業者等は、遅滞なく、その旨を文部科学省又は国土交通省に届け出る（放射線障害防止法第33条第1項、第2項）。併せて、淡路広域消防事務組合にも通報する。

(2) 発見者

放射性同位元素に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合は、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を南あわじ警察署又は第五管区海上保安本部に通報する（放射線障害防止法第33条第2項）。併せて、その旨を淡路広域消防事務組合にも通報する。

(3) 県

県は、通報を受けた南あわじ警察署等から連絡を受けた場合は、直ちに、その旨を消防庁に報告する。

(4) 市

市は、放射性同位元素等を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

第2 不法廃棄等事案発生時の情報伝達

放射性同位元素取扱事業所外において、放射性物質が発見される事態が発生した場合には、放射線障害等の被害を防止し、公共の安全を確保するため、「第1 2 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合」の対応に準じ、次のとおり対応する。

(1) 発見者

放射性同位元素取扱事業所外において、放射性物質を発見した者（鉄鋼関連事業者等）は、直ちに、その旨を淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署及び第五管区海上保安本部に通報する。また、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性がある判断される場合には、文部科学省にも通報する。なお、一般発見者の通報先は、淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署又は第五管区海上保安本部のいずれかとする。

(2) 県

県は、通報を受けた淡路広域消防事務組合等から連絡を受けた場合は、火災・災害即報要領に基づき、その旨を消防庁に報告する。なお、一般発見者からの通報の場合で、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性がある判断される場合には、文部科学省にも通報する。

(3) 通報受領後の対応

国、県、市その他関係機関は、相互に協力連携を図り対応する。

第3 原子力災害等事案発生時の情報伝達

1 原子力事業所における異常な事象等の情報

- (1) 県は、県外に立地する原子力事業所において、異常な事象等が発生した場合は、関係省庁（文部科学省、経済産業省、国土交通省、内閣府、消防庁等）、関係府県等からの情報収集に努める。
- (2) 県外に立地する原子力事業所に係る原子力災害について、原子力災害合同対策協議会が設置された場合に、必要な情報を収集するため、県は、当該協議会にオブザーバーとして、参画できるよう関係機関と調整を行う。

2 原子力発電所における原子力災害の発生又は発生するおそれについての情報連絡

関西電力(株)は、同社が運転する美浜発電所、高浜発電所又は大飯発電所において、原子力災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、県に対して、情報連絡を行う。

3 市等関係機関への情報提供

県は、必要に応じ、1及び2により収集した情報を市等関係機関に提供する。

第4 災害情報等の収集、報告等

1 収集の方法

県及び市は、原子力災害等の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

市は、その際、当該原子力災害等が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

2 報告基準

市は、以下の種類の原子力災害等が発生したときは、県に災害情報等を報告する。

- (1) 災害対策本部を設置したもの
- (2) 原子力災害等による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの
- (3) 原子力災害等の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度のもの
- (4) (1)に定める災害になるおそれのある原子力災害等

3 報告系統

市は、県に災害情報を報告する。県は、市からの報告を受け、それを取りまとめて内閣総理大臣に報告する。なお、報告すべき原子力災害等は、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して、直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも、市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告をする。

4 災害情報の伝達手段

- (1) 災害情報の報告を行う機関は、原子力災害等の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災システムに情報を入力する。
- (2) 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災システムに入力する。
- (3) 災害情報の報告を行う機関は、必要に応じて、有線若しくは無線電話又はFAXなども活用する。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫県衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、警察無線等の無線通信施設等を利用するほか、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

5 関係機関との連携

- (1) 南あわじ警察署は、県災害対策本部、自衛隊、第五管区海上保安本部等の関係機関との相互の情報交換を図る。

〔主な情報交換事項〕

- ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況
- イ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- ウ 犯罪の防止に関する対応措置

- (2) 第五管区海上保安本部は、海上における原子力災害等について、情報を収集するとともに、県、南あわじ警察署、淡路広域消防事務組合、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。

6 報告内容

- (1) 緊急報告

市は、多くの死傷者が発生する等、淡路広域消防事務組合への通報（電話、来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに、消防庁、県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）それぞれに対し、報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

(2) 災害概況報告

市は、報告すべき原子力災害等を覚知したときは、直ちに第一報を県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）に報告し、原子力災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）へ報告する。

特に、原子力災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）へ報告する。

(3) 被害状況即報

市は、被害情報に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）に報告する。県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は、内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。

(4) 災害確定報告

市は、応急措置完了後、速やかに、県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）に文書で、災害確定報告を行う。

県は、応急措置完了後20日以内に、災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官に対して文書で報告する。

(5) その他

本計画に定めるほか、原子力災害等に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防防第267号）により行う。

第5 原子力災害等発生時などの通信手段の確保

県及び市は、原子力災害等の発生後、直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

(1) 災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

(2) 兵庫県衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）

(3) 通信事業者回線（災害時優先電話、非常通信・緊急通信、ホットライン、警察電話、携帯電話等）

(4) 無線系通信（消防防災無線及び水防無線等、NTT西日本通信設備等）

第2節 動員の実施

動員の実施については、自然災害対策編 第3編「風水害等応急対策計画」第2章「災害応急活動体制の確立」第2節「職員の動員・配備」に定めるところによる。

第3節 組織の設置

1 原子力災害警戒本部の設置

名 称	原子力災害警戒本部
設 置 者	市長
本 部 長	市長
設置場所	南あわじ市役所本館
設置基準	1 原子力防災管理者から特定事象発生 of 通報を受けたとき 2 放射性同位元素等の運搬に係る事故等が発生し、地域住民に被害が生じるおそれがあり、警戒にあたる必要があると認めるとき 3 放射性同位元素取扱事業所外で放射性物質が発見され、地域住民に被害が生じるおそれがあり、警戒にあたる必要があると認められるとき 4 原子力災害等の発生により、市内において社会不安が高まる事態が発生し、地域住民に被害が生じるおそれがあり、警戒にあたる必要があると認められるとき
廃止基準	1 警戒にあたる必要がなくなったと認められるとき 2 災害対策本部が設置されたとき
業 務	災害警戒本部は、原子力災害等に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応に係る業務を重点的に行う。
組織・運営	災害対策基本法、南あわじ市災害対策本部条例の定めるところによる。

2 原子力災害対策本部の設置

名 称	原子力災害対策本部
設 置 者	市長
本 部 長	市長
設置場所	南あわじ市役所本館
設置基準	1 南あわじ市の地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき 2 原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、応急対策を実施するため又は応急対策に備えるため必要があると認めるとき 3 その他不測の事態が生じ、又は生じるおそれがあるため必要があると認めるとき
廃止基準	1 原子力緊急事態解除宣言があったとき 2 応急対策が概ね終了したと認められるとき 3 応急対策に備えるために設置した場合で、原子力災害等の発生するおそれが解消したと認められるとき
業 務	災害対策本部は、市の事前（被害の拡大及び防止）対策及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。特に初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的にあたる。
組織・運営	災害対策基本法、南あわじ市災害対策本部条例の定めるところによる。
その他	1 災害対策本部の運営にあたっては、原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図る。 2 国・県の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図る（核燃料等の事業所外運搬に係る原子力災害の場合）。 3 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに公示するとともに、県、その他の防災関係機関及び報道機関に周知する。

第4節 防災関係機関等との連携

【淡路広域消防事務組合、兵庫県、災害対策本部事務局】

第1 市の措置

1 知事に対する応援要請（災害対策基本法第68条）

2 他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事のあつ旋については、災害対策基本法第29条から第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

第2 淡路広域消防事務組合の措置

1 大規模災害時における広域消防応援体制

- (1) 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援
- (2) 非常事態の場合の都道府県知事の指示（消防組織法第24条の2）
- (3) 消防庁長官への応援要請（消防組織法第24条の3）

2 関係機関との連携

- (1) 消防及び警察の相互協力（消防組織法第24条）
- (2) 消防及び自衛隊の相互協力（大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（消防庁、防衛省））

第3 県の措置

1 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

2 他の都道府県に対する応援要請及び応援

3 市町に対する応援

- (1) 市町長からの応援要請に対する協力（災害対策基本法第68条）
- (2) 市町間の応援に対する必要な指示・調整（災害対策基本法第72条）
- (3) 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）
 - ① 知事による避難の指示等の代行（災害対策基本法第60条第5項～第7項）
 - ② 知事による応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

4 業界、民間団体等に対する応援協力の要請

第4 県公安委員会の措置

1 大規模災害発生時における他都道府県警察への援助要求

県公安委員会が、警察庁又は他の都道府県警察に対し援助の要求を行う。

2 他都道府県警察官の管轄

1の要請に基づく他都道府県の警察官は、県公安委員会の管轄のもとに、その職務を行う。

第5 広域応援の実施

1 応援手順

被災都道府県からの要請があった場合は、直ちにその要請内容を検討し、対応できるか否かの判断を行う。

第5節 専門家への協力要請

第1 専門家の参集等

1 要請

県は、原子力災害等が発生し、必要があると認めるときは、あらかじめ把握のうえ、連携を図っている専門家に参集を要請する。

(専門家から助言を得る事項の例示)

- ・情報の収集・伝達（事故等の状況、事態の推移の見通し等の把握）
- ・動員及び組織の設置（対策を講じるべき項目の選定）
- ・緊急時モニタリング（緊急時モニタリング結果の評価）
- ・各種相談（放射性物質又は放射線に係る相談への回答）
- ・避難対策（予測線量の算出及び避難対策の実施の是非）
- ・原子力災害医療対策（放射線被ばく及び放射能汚染に係る医療措置）
- ・消火活動（職員の被ばく防護、消火手法）
- ・飲料水等の摂取制限等（摂取制限等の実施の是非）
- ・放射性物質による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- ・環境放射線モニタリング（モニタリング結果の評価）
- ・各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- ・心身の健康相談（放射性物質又は放射線に係る相談の回答）

2 搬送

県は、参集可能な専門家のうち、遠方に居住する専門家について、県有ヘリコプターによる搬送など迅速に参集できるよう措置する。

3 被災市町への派遣

市は、専門家による協力が必要と認める場合は、県に対し、専門家の派遣を要請する。県は、市町からの要請又は必要に応じて、被災市町に専門家を派遣する。

4 経費の負担

専門家の派遣に要した経費は、県と市で協議の上、負担する。

第3章 迅速な応急活動の展開

第1節 緊急時モニタリング

【淡路広域消防事務組合】

第1 事業所外運搬災害等の場合

1 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

(1) 原子力事業者等の措置

原子力事業者等は、空間放射線量率、大気中及び環境試料中の放射能濃度等の測定を継続的に実施し、その結果を、国（文部科学省、経済産業省、国土交通省）、県、当該事象が発生した場所を管轄する市町等に定期的に連絡する。原子力緊急事態宣言が行われた後においては、国の現地対策本部にも連絡する。

(2) 県の措置

県は、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集し、必要があると認めるときは、あらかじめ協力体制を構築している公的研究機関・技術者団体に対し、緊急時モニタリングの実施を要請する。

(3) 淡路広域消防事務組合の措置

事故等の通報を受け出動した淡路広域消防事務組合は、放射線量の測定を実施した場合は、その結果を、県、市等に連絡する。

(4) 第五管区海上保安本部の措置

第五管区海上保安本部は、海上における緊急時モニタリングに関し、県知事が第五管区海上保安本部長に対し、要請を行ったときは、巡視船艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び資機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し必要な支援を行う。

(5) 実施内容

各主体が行う緊急時モニタリングの実施地域、地点、分析項目、頻度、試料品目及び分析核種については、国、専門家等の指導・助言のもと、各主体が連絡を密にし、役割に応じて決定する。

想定される試料を例示すると以下のとおりである。

飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他必要と認められる試料

2 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合

(1) 放射性同位元素取扱事業者等の措置

放射性同位元素取扱事業者等は、放射線障害を防止するために必要な措置として、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を、県、当該事象が発生した場所を管轄する市町、通報を受けて出動した淡路広域消防事務組合等に連絡する。

(2) その他の機関の措置

第1の1の(2)、(3)、(4)、(5)を準用する。

3 不法廃棄等事案の場合

第1の1の(2)、(3)、(4)、(5)を準用する。

4 原子力災害等事案の場合

第1の1の(2)、(3)、(4)、(5)を準用する。

第2節 災害情報の提供と相談活動の実施

【広報班、電話対応班】

第1 災害広報の実施

1 基本方針

(1) 留意事項

核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時には、以下の事項に留意して広報を行う。

- ① 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、県、市及び原子力事業者は、役割に応じて、周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害等の状況、安否確認、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行う。
- ② 関係機関は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて、十分に内容を確認した上で、情報の公表、広報活動を行う。なお、核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害以外の原子力災害等が発生した場合は、原子力災害合同対策協議会は設置されないが、関係機関で十分に内容を確認する。
- ③ 県及び市は、放射性物質及び放射線の影響が五感に感じられないなどの原子力災害等の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。
- ④ 県及び市は、住民等への情報提供にあたっては、国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、できる限り専門的な用語の使用を避け、住民等が理解しやすい広報に配慮する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。
- ⑤ 県及び市は、情報伝達にあたっては、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

(2) 広報の内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について積極的に広報する。各機関は広報事項の内容については、確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

① 被災状況と応急措置の状況

（事故等の発生場所、事故等の状況、放射性物質の放出状況、県や防災機関の対応状況〔組織の設置状況〕等）

② 避難の必要性の有無、避難所の設置状況

③ 住民のとるべき措置

ア デマや風評に惑わされることなく、正確な情報を受けて、冷静な行動をとること

イ 今後、適宜、市等から出される指示等を待って行動すること

また、いたずらに混乱を招かぬよう、次に掲げる住民への安心情報も積極的に広報すること

- ・ 情報窓口の設置状況
- ・ 電話・交通機関等の利用制約
- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）の活用

(3) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報につとめる。

- ① 各広報実施機関に所属する広報車等の活用
- ② 防災行政無線の活用
- ③ CATV（映像）、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機等への情報提供
- ④ ホームページ、携帯メール、防災ネット等による広報
- ⑤ 県・市町提供テレビ・ラジオ番組による情報提供

2 県及び市による広報

(1) 県及び市は、住民や被災者に対し、報道機関を通じて必要な注意事項及び県、市の対策などの周知徹底を図るとともに、特に、テレビ、ラジオの効果的な活用を図る。

(2) 県及び市は、定期又は臨時の広報紙、県及び市提供テレビ・ラジオ番組等の自主広報媒体を活用し、災害情報の提供を図る。

(3) 県及び市は、大規模災害時、被災市町、ライフライン各社、関係機関等からの情報を収集し、マスコミに対して、継続的かつ的確な情報の提供を行う。「総合災害情報センター（仮称）」を災害対策本部内に設置するよう努める。

(4) 避難所等への情報提供

県は、市と協力し、避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(5) 障がい者、高齢者等に対する情報提供

県及び市は、障がい者、高齢者等災害時要援護者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(6) 外国人に対する情報提供

県及び市は、外国人に対する情報提供ルートの確立及び伝達手段の確保を図るとともに、主な広報資料の外国語訳を行い、情報を提供する。

3 防災関係機関における広報

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ各機関において定めるところにより広報を実施する。
- (2) 報道機関は、災害の種別・状況に応じ、有効適切な災害関連番組を機動的に編成し、混乱の防止や人身の安定と災害の復旧に資するとともに、災害に関する官公庁その他関係機関の通報事項に関しては、的確かつ臨機の措置を通じて、関係地域一般に周知徹底するよう努める。

4 原子力事業者における広報（核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害の場合）

原子力事業者は、県、市町等関係機関と連携を図りつつ、緊急時の第一報を含め、随時報道機関への発表を行う。

第2 各種相談の実施

1 県及び市の相談活動

(1) 災害関連相談体制

県及び市は、原子力災害等発生直後から寄せられる、原子力災害等に関する多様な照会や相談に対応するため、通常の住民相談窓口に加えて、災害関連総合窓口を設置し、災害広報部門との連携のもと、効果的な情報提供、相談業務等を行う。また、放射性物質及び放射線の影響が五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、放射性物質による被ばく・汚染に関する住民の不安等に応えるため、専門相談窓口を設置する。

(2) 関係機関との連携

- ① 県及び市は、住民からの相談等で、十分な情報がないものについては、関係機関と速やかに連絡をとり、情報を収集するとともに、即時対応に努める。
- ② 県及び市は、総合相談窓口と各種災害関連専門相談窓口の連携を十分図り、住民からの相談に対応する。

(3) 相談内容の記録・整理分類及び関係機関への報告

県及び市は、収集した情報や住民からの相談を記録・整理分類のうえ、必要により関係機関に報告し、対応を図る。

第3節 救援・救護活動等の実施

【南あわじ警察署、淡路広域消防事務組合、第五管区海上保安本部、自衛隊、給水班、
救助消火搜索班、避難者対策チーム、トイレ班】

第1 避難対策の実施

1 屋内退避の準備

県及び市は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、住民等に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

2 屋内退避の実施

(1) 屋内退避の指示

県及び市は、国から屋内退避の指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、第2節第1「災害広報の実施」に記載の要領により、速やかに住民に対し広報を行う。

(2) 屋内退避の際の注意事項

県及び市は、屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知する。

- ① 屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ることを。
- ② 地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。
- ③ 県や市からの指示があるまでは外出を控えること。
- ④ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先すること。自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。
- ⑤ 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。
- ⑥ 食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。
- ⑦ テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。
- ⑧ 感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避すること。

3 実施機関

(1) 避難のための立退き等の指示

避難のための立退き等の指示の実施責任機関は次のとおりとするが、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が市長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第60条第5項*～第7項*。「*」は原子力災害については、原災法第28条により読み替えて適用されるもの。以下同じ。）。

① 各燃料物質等に係る事業所外運搬災害等

避難のための立退き又は屋内への退避の指示	市長	災害対策基本法第60号条第1項*
	警察官	警察官職務執行法第4条第1項 災害対策基本法第61条第1項*
	自衛官	自衛隊法第94条第1項
	海上保安官	災害対策基本法第61条第1項*

② その他の原子力災害等

避難のための立退き又は屋内への退避の指示	市長	災害対策基本法第60条第1項*
	警察官	警察官職務執行法第4条第1項 災害対策基本法第61条第1項*
	自衛官	自衛隊法第94条第1項
	海上保安官	災害対策基本法第61条第1項*

避難のための屋内への退避については、①に準じて住民等に対し指導する。

(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は、災害対策基本法に基づき、消防活動のための警戒区域の設定は、消防法に基づいて行う。

なお、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を知事が代行する。（災害対策基本法第73条第1項*）

4 避難等の実施

(1) 組織的避難を要する場合

- ① 原災法第15条に規定する内閣総理大臣からの避難指示等の実施の指示（以下「総理大臣指示」という。）があった場合
- ② 事故等により、予測線量が、原子力規制委員会が定める基準に該当すると認められる場合

(2) 避難のための指示

① 市長

ア 市長は、総理大臣指示があったときは、指示内容に基づき、屋内退避等の区分に応じた措置をとる。

イ その他の場合にあつては、市長は、事業者等が行う緊急時モニタリング結果等に基づき、被害予想地区の住民に対し、屋内退避等の区分に応じた措置をとる。

② 警察官又は海上保安官

警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

③ 自衛官

災害派遣を命じられた自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、天災等により

危険な事態がある場合において、その場に居合わせた者等に必要な警告を発し、特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けさせるために必要な限度で避難させる。

④ 指示の内容

市長等は、避難等の指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

ア 避難等の指示が出された地域名

イ 避難経路及び避難先

ウ 避難時の服装、携行品

エ 避難行動における注意事項

⑤ 指示の内容

市長は、直ちに、防災ネット、緊急通報メール、広報車等による広報、消防車両等による広報、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。

(3) 警戒区域の設定

① 設定の基準（災害全般）

ア 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 消防職員は、消防活動を十分に行うため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

ウ 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

(4) 避難誘導

① 市は、淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努める。

② 市は、あらかじめ名簿等により避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。

③ 住民は、あらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておく。

④ 住民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かう。

⑤ 市は、避難に自家用車を使用しないよう指導する。

⑥ 第五管区海上保安本部は、船舶に対して、関係機関と協力し、安全な海域への避難誘導を行う。

5 避難所の開設

(1) 対象者

災害によって現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれがある者等

(2) 避難所の指定

市は、収容能力、避難経路、避難に要する時間等を勘案のうえ避難所を指定する。なお、市は、当該地域の避難所について、標識、案内板、防災マップ等により住民に周知徹底を図る。また、学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意する。

(3) 設置期間

市は、放射性物質による汚染の状況等を勘案のうえ、国、県等と協議して、設置期間を定める。

(4) 避難所の運営

① 市は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努める。

② 災害救助法第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

ア 施設等開放区域の明示

イ 避難者誘導・避難者名簿の作成

ウ 情報連絡活動

エ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

オ ボランティアの受入れ

カ 炊き出しへの協力

キ 避難所運営組織づくりへの協力

ク 重傷者への対応

③ 自主防災組織は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を決め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

④ 市は、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にする。

⑤ 市は、ボランティア活動についてボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

⑥ 市は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を行う。

⑦ 市は、必要により、南あわじ警察署と十分連携を図りながら、巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県が実施する。

⑧ 県及び市は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

(5) 保健・衛生対策

① 「救護班」等の活動

ア 市は、現地医療機関だけで対応できない場合は救護所を設置し、「救護班」は救護所を拠点に巡回活動を行う。

イ 県は、大規模災害等において、救護所だけで対応が困難な場合に、救護センターを設置する。

ウ 県は、災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、心的外傷後ストレス障害等に速やかに対処するため、必要により、精神科救護所を設置するとともに、避難所への訪問活動も行う。

② 保健活動の実施

県及び市は、医師会等関係機関と連携を図り、医師、保健師、栄養士等による健康相談や栄養相談等を実施する。

③ 仮設トイレの確保

市は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合、県へあつ旋等を依頼する。

④ 入浴、洗濯対策

市は、仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その確保が困難な場合、県は、民間業者のあつ旋や自衛隊への協力要請を行う。

⑤ 食品衛生対策

県は、食品衛生監視員を避難所に派遣するなど、食品の衛生管理に配慮する。

(6) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

① 市は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あつ旋を行い、県は、対象施設の広域的な確保に協力する。

② 県及び市は、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを促進する。

第2 救急救助活動の実施

1 実施機関

業 務	担 当 機 関	
	事業所外運搬災害等の場合	不法廃棄等事案の場合
発見・通報	事故等発見者 ※通報のみ	不法廃棄等発見者
関係機関への連絡	事業者等	
現場における傷病者の救出等	事業者等 淡路広域消防事務組合 第五管区海上保安本部 (南あわじ警察署)	淡路広域消防事務組合 第五管区海上保安本部 (南あわじ警察署)
医療施設への傷病者の搬送	事業者等 淡路広域消防事務組合 道路設置者 (高速道路上の場合のみ) 第五管区海上保安本部	淡路広域消防事務組合 道路設置者 (高速道路上の場合のみ) 第五管区海上保安本部
援護班・医療関係者の出動要請	事業者等 市 県	市 県
現場及び搬送中の救急措置	医療関係者及び救急隊員	医療関係者及び救急隊員
傷病者の収容	救急指定病院 緊急時医療対応可能機関 事業者等 市	救急指定病院 緊急時医療対応可能機関 市
死体の収容	市	市
関係機関への協力（出動）要請	事業者等 南あわじ警察署 淡路広域消防事務組合 市 県	南あわじ警察署 淡路広域消防事務組合 市 県

※ 「事業所外運搬災害等の場合」の「事業者等」とは、核燃料物質等の事業所外運搬については、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者、放射性同位元素等の事業所外運搬については、放射性同位元素取扱事業者及び放射性同位元素取扱事業者から運搬を委託された者を指す。

2 実施方法

(1) 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等は、原子力災害等に係る負傷者等を発見したときは、直ちに、1に掲げる現場における傷病者の救出等を行う救出担当機関、又は医療施設への傷病者の搬送を行う搬送担当機関に通報する。また、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等は、被害の状況及び汚染の有無を直ちに関係機関に通報する。

(2) 現場における負傷者等の救出等

① モニタリング

事業者及び救出担当機関は、救出にあたってモニタリングを行う等、職員の十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、救出を行う。

② 救出

事業者は、負傷者等を速やかに救出する。また、救出を要する負傷者に関する通報を受けた救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮のうえ、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたる。なお、救出にあたっては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図る。

③ 除染

事業者は、放射性物質により汚染された負傷者、若しくはそのおそれのある者（以下「汚染者等」という。）がいるときは、必要な除染及び応急処置を行い、速やかに医療施設へ搬送する。

(3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

① 負傷者等の発見の通報を受けた搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ搬送にあたる。なお、搬送にあたっては、放射能測定等により負傷者の状態把握に努めるとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行う。

② 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

ア 救急指定病院の患者搬送車の活用

イ その他の応急的に調達した車両の活用

ウ 隣接市町への広域応援要請

③ 搬送担当機関は、ヘリコプターの搬送を要すると判断した場合は、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、以下により対応する。

ア 市及び消防機関は、ヘリコプターの出動を要請する。なお、県は、必要と認める場合は、独自に又は市の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請する。

イ 移送に際しては、専門家の指示を踏まえる。

④ 搬送担当機関は、放射能により被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染された疑いのある者を含む。）（以下「汚染・被ばく者等」という。）等を搬送する場合は、以下の事項に留意する。

ア 職員の二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を着装する。

イ 機材等の二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。

ウ 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送にあたっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。

(4) 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

① 事業者は、事故等の規模・内容を考慮のうえ、医療機関に対し、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期す。

- ② 県及び市は、事故等の状況により、自ら必要があると認めるとき又は事業者等から要請があり必要と認めたときは、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者を現場へ出動させる。なお、その際には、放射線管理の専門家が同行又は合流する。

(5) 負傷者等の収容

- ① 負傷者等の収容については、事業者が特に指示する場合を除き、次のとおりとする。

ア 汚染・被ばく者等

緊急時医療対応可能機関

イ その他の負傷者

下記施設の活用を図る。

- ・ 災害拠点病院
- ・ 二次救急医療機関
- ・ 救急告示病院及び診療所
- ・ その他の医療施設
- ・ 公民館、学校に設置された救護所及び救護センター

- ② 負傷者等が死亡した場合又は死亡して発見された場合は、速やかに南あわじ警察署に連絡し、死体見分その他所要の処理を行わなければならない。

速やかな死体見分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得る。

(6) 関係機関への協力要請

原子力災害等の規模・内容等により必要がある場合は、時期を失することなく関係機関に協力を要請する。

第3 緊急時医療対策の実施

1 避難者・一般傷病者に係る対応

(1) スクリーニングチームの設置

国から派遣される職員等によるスクリーニング（汚染・被ばくの程度によるふり分け）チームを編成する。

(2) 放射線被ばく検査の実施

- ① スクリーニングチームを救護所、病院、保健所、避難所等に派遣し、放射性物質による被ばく者等及び検査を希望するものに対し、必要に応じて検査等を行う。

- ② 県は、必要があると認めるときは、あらかじめ協力体制を構築している（公社）兵庫県放射線技師会に対し、放射能汚染の計測等に係る協力を要請する。

(3) 専門病院への移送

スクリーニングの結果、汚染の検査及び除染等が必要と認められるときは、あらかじめ把握している周辺の緊急被ばく医療施設又は放射線障害専門病院に移送する。移送に際しては、県、南あわじ警察署、神戸市、自衛隊、第五管区海上保安本部等のヘリコプターの利用も検討する。

2 被ばく者等に係る対応

搬送予定医療機関の事前指定が行われるまでの間については、暫定の措置として、原子力災害等により汚染・被ばく者等が発生したときは、必要な応急措置を講じた上で、専門家の助言も踏まえ、県周辺の緊急時対応可能医療機関に搬送する。

第4 消火活動の実施

1 放射性物質の輸送中の事故に伴う火災に対する消火活動

(1) 事業者の措置

① 原子力事業者等

原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬に使用されている自動車等に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起こったときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、その旨を消防職員又は海上保安官に通報する。

② 放射性同位元素取扱事業所等

放射性同位元素取扱事業者等は、放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を淡路広域消防事務組合、消防法第24条の規定により市長が指定した場所又は第五管区海上保安本部の事務所に通報する。

(2) 淡路広域消防事務組合の措置

① 輸送責任者等との連携

ア 淡路広域消防事務組合は、輸送車両に放射性物質の輸送の実施について責任を有するもの（以下「輸送責任者」という。）又は専門家が同行している場合には、情報提供を受ける等最大限の協力を得るとともに、県等関係機関と密接な連携をとり消火活動にあたる。

イ 輸送責任者又は専門家が同行していない場合又はこれらの者が被災した場合等で、その協力を得ることができない場合は、輸送物の形式、輸送物の標識、表示等から収容物の把握に努め、また、目視による確認、サーベイメータ等による計測等を行い、災害状況の把握に努めるとともに、その情報を県等関係機関に連絡し、専門家等の支援を要請する。

② 現場における情報収集活動

消火にあたっては、輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくのおそれがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等について慎重に検討する。

輸送車両には、「放射性物質の取扱方法等を記載した書類」の携行が義務付けられている（L型輸送物を除く。）ので、可能な場合はこれを活用する。

【収集する情報の内容】

- | | |
|---|---|
| ア 放射性物質自体の性状
(ア) 火気、熱気に対する危険性
(イ) 禁水性、劇毒性
(ウ) 汚染又は汚染拡大の可能性 | イ 火災等による放射性物質への影響
(ア) 輸送容器の亀裂等の有無及び程度
(イ) 火災と輸送容器との位置関係
(ウ) 放射線の強度等の検出状況
(エ) 周辺への影響の可能性 |
|---|---|
- ③ 専門家との連携
国の専門家等が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応する。
- ④ 消防隊員等の安全確保
消防活動の実施にあたっては、防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具の所持等により消防隊員の汚染又は被ばくを最小限にとどめるよう配慮する。また、必要に応じて、汚染検査と除染を行う。
- (3) 第五管区海上保安本部の措置
第五管区海上保安本部は、輸送船舶について、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員等の安全確保を図りつつ、事業者、消防機関及び関係機関と協力して、必要な措置を実施する。

第5 飲料水、飲食物の摂取制限等

1 摂取制限に関する指標

県は、緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物及び農林水産物の汚染度が、原子力規制委員会が定める指標を超え、又はそのおそれがあると認められるときは、国の指導・助言・指示に基づき、直ちに次の措置を行う。

2 飲料水の摂取制限

県は、淡路広域水道企業団に対し、汚染水源の使用禁止を、市に対して、汚染飲料水の飲用禁止の措置を講じるよう指示する。

3 飲食物の摂取制限

県は、市に対し、汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する措置を講じるよう指示する。

4 農林水産物の採取及び出荷制限

県は、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、又は市に指示する。

5 飲料水等の供給

県及び市は、飲料水等の摂取制限を実施したときに、万一、住民の備蓄飲料水等では不足すると認められる場合は、関係住民への応急措置を講じる。

第4節 放射性物質による汚染の除去

第1 事業所外運搬災害等の場合

1 除去及び除染

① 事業者の措置

災害等の原因者である事業者は、放射性物質により汚染された物質の除去及び除染作業を実施する。

② 県、市その他関係機関の措置

県、市その他関係機関は、事業者による速やかな汚染物質の除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等の必要な協力に努める。

2 除去及び除染の確認

県及び市は、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行う。

第2 不法廃棄等事案の場合

1 必要な措置の実施

放射性物質が発見された場所の管理者（以下、この節においては「管理者」という。）は、国、県、市、その他関係機関を密接に連携し、縄張り、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じる。

2 除去及び除染

管理者は、当該不法放射性物質の除去等を行う。この際、国、県、市、その他関係機関は、必要な協力を行う。ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させる。

3 不法廃棄者等の捜査

南あわじ警察署、第五管区海上保安本部等関係機関は、当該不法廃棄等を行った者の捜査を行う。

第5節 要配慮者支援対策の実施

【避難者対策チーム、南あわじ市社会福祉協議会】

第1 情報提供

- (1) 県は、市と協力し、高齢者、障がい者等要配慮者に対する情報提供ルートの確立及び伝達手法の確保を図り、必要な情報を提供する。
 - ・ 情報伝達ルート 市、県・市社会福祉協議会、福祉ボランティア等
 - ・ 伝達手段 広報資料、広報紙、データ放送、ホームページ、携帯メール、防災ネット等
- (2) 県及び市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者等に対し、必要に応じて、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等を派遣する。

第2 避難対策

- (1) 市は、名簿等の活用により、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見を行う。
- (2) 市は、自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による要配慮者の避難誘導が行われるよう努める。
- (3) 社会福祉施設等の管理者等は、地域近隣住民の協力を求め、迅速な避難等に努める。
- (4) 市は、避難所等において、要配慮者の把握とニーズ調査を行う。
- (5) 県及び市は、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めることとし、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一次入所等の措置を講じる。

第3 生活支援

- (1) 市は、おむつやポータブルトイレ等生活必需品に配慮する。
- (2) 市は、粉ミルク、やわらかい食品等食事内容に配慮する。
- (3) 県及び市は、手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援を行う。
- (4) 県及び市は、巡回健康相談、個別訪問指導や栄養相談等の重点的实施を行う。
- (5) 県及び市は、福祉サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問看護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。

第4 その他

- (1) 県及び市は、社会福祉施設の被害状況調査を行う。
- (2) 県及び市は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

第6節 社会秩序の維持対策の実施

【広報班、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部】

第1 県及び市の措置

(1) 治安の確保

県及び市は、原子力災害等の発生場所及びその周辺における治安の確保について、治安当局と協議し、万全を期す。

(2) 流言飛語の防止

県及び市は、第3編「災害応急対策計画」第3章「迅速な応急活動の展開」第2節「災害情報の提供と相談活動の実施」第1「災害広報の実施」に基づき、原子力災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

(3) 悪質商法の防止

県及び市は、混乱に便乗した不当販売等を防止するため、商品及び役務の適正な取引に係る広報を実施するとともに、消費生活相談を強化する。

第2 南あわじ警察署及び第五管区海上保安本部の措置

南あわじ警察署及び第五管区海上保安本部は、避難のための立退きの指示等が行われた地域及びその周辺において、パトロール活動を強化する等により、盗難等各種犯罪の未然防止に努める。

第7節 交通の確保対策の実施

【南あわじ警察署、第五管区海上保安本部】

第1 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 原子力災害等発生後、道路管理者及び南あわじ警察署は緊密に連携し、それぞれ所管する道路又は地域について、被災状況等を把握し、通行の禁止又は制限に関する情報収集に努める。
- (2) 道路管理者及び南あわじ警察署は、県、市の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して、幅広い情報収集に努める。
- (3) 南あわじ警察署は、現場周辺の警察官、関係機関等からの情報収集に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

第2 陸上交通の確保

道路管理者及び南あわじ警察署は、把握した被災状況等に基づき、直ちに通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法に基づく応急対策

道路管理者は、原子力災害等の発生により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 被災区域への流入抑制

南あわじ警察署は、原子力災害等発生直後において、優先的に避難路及び緊急交通路の確保を図る。

南あわじ警察署は、交通の混乱防止と避難路及び緊急交通路を確保するため、関係機関と緊密に連携し、被災地周辺を含めた広域的な交通規制を実施する。

(3) 原災法に基づく交通規制

県公安委員会は、交通の実態を迅速に把握し、被害の拡大防止、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施する。

① 規制を行う区域又は区間

県公安委員会は、区域規制を被災地及びその周辺で行い、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うこととするが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、区域規制を区間規制へ変更するなど臨機応変に規制を変更する。

② 周知徹底

県公安委員会は、原災法に基づく交通規制を行う場合、災害対策本部、関係都道府県公安委員会、道路管理者、関係警察署等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（時期を定めない場合は始期）などをあらゆる広報媒体を活用して住民等に周知する。

③ 規制方法

県公安委員会は、原災法に基づいて、次のいずれかの方法で行う。

ア 標示を設置して行う場合

標示は、交通規制の区域又は区間の道路の入り口及び区間内の交差点等必要な地点における道路の中央又は左側路端の車両の運転者から見えやすい場所に設置し、緊急交通路における交通規制の内容を周知させる。

イ 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するためアの標示を設置するいとまがない場合又は標示を設置して行うことが困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行う。

④ 警察官等の措置命令及び措置

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、又は警察官自ら当該措置をとることができる。

イ アの措置命令及び措置は、自衛官又は消防職員がその職務を執行するにあたって、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官又は消防職員に準用する。

ウ 自衛官又は消防職員が警察官の権限を行った場合は、その旨を管轄の警察署等に通知しなければならない。

⑤ 迂回路対策

ア 南あわじ警察署は、県公安委員会が原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第76条に基づき幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、必要に応じて、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

イ 南あわじ警察署は、迂回路について安全対策のために必要があると認められるとき、大型車の通行禁止や速度規制等の交通規制を実施する他、危険箇所がある場合は、道路管理者と連携し、必要な表示を行う等所要の措置を講じる。

⑥ 広報活動

ア 道路管理者及び県公安委員会は、一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報についてドライバーを始め広く住民に周知する。

イ 道路管理者及び県公安委員会は、ドライバー等への広報にあたり、警察車両等による広報、テレビ、ラジオ、CATV、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用するとともに、機動的に情報提供を行うため、サインカーの整備・活用を図る。

(4) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等

① 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、県と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項（原災法施行令第8条第2項により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施する。

② 事前車両届出の対象とする車両

県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

ア 災害時において、原災法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策又は災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に指定行政機関等が、他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

③ 事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）

(ウ) 申請書類

緊急通行車両事前届出書2通、緊急通行車両一覧表及び輸送協定等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証又は軽自動車届出済証の写

イ 届出済証の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両事前届出済証を申請者に交付する。

(5) 道路交通法に基づく交通規制

県公安委員会は、放射能レベルが安全な値になる等、被災地域等の安全が確保された場合、原災法又は災害対策基本法による交通規制から、必要により道路交通法に基づく交通規制の見直しを行う。

① 規制期間

道路交通法に基づく交通規制を行うべき期間は、放射能レベルが安全な値になる等、被災地域等の安全が確保されたときから、復旧活動のために使用される車両に対する優先通行を必要としなくなるまでの間とし、道路等の復旧状況に応じた弾力的な運用を行う。

② 規制ルートの設定

県公安委員会は、規制ルートの設定について、復旧活動に必要とされる交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を図る。

③ 規制内容

県公安委員会は、道路交通法に基づく規制を行うにあたり、一般車両のほか必要に応じて、復旧活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行う。

ア 車種制限及び台数制限

県公安委員会は、復旧に係る交通需要を関係機関等から把握し、交通容量との関係を考慮して各制限内容を決定する。

イ 一般車両の通行制限

県公安委員会は、復旧活動の円滑化を図るため、原則として、一般車両の通行を禁止し、事前に、その趣旨、内容等について広報を徹底する。

ウ 規制内容の見直し

県公安委員会は、復旧段階において、道路及び橋梁等の復旧状況を随時把握し、道路管理者等と適宜連携して、規制時間、規制区間、規制車種等について、逐次、見直しを図る。

④ 交通誘導の実施等応援対策業務に係る警備業者（ガードマン）の運用

南あわじ警察署は、警備業者との「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、必要に応じて、大災害時の交通規制を行うにあたり、警備業者と連携して、ガードマンによる交通誘導業務の適正かつ効果的な運用を図る。

(6) 道路の応急復旧作業

① 道路啓開の実施

ア 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

イ 道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

② 応急復旧業務に係る建設業者等の運用

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、原子力災害等発生時に、障害物等の除去、応急復旧に必要な人員、機材等を確保する。

第3 海上交通の確保

- (1) 第五管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、又は禁止する。
- (2) 第五管区海上保安本部は、事故の状況に応じて、通航船舶に対し航行制限、航泊禁止等の措置を講じる。

第4章 広域避難者の受入れ

第1節 広域避難者の受入れ

災害対策基本法第86条の8により、広域一時滞在の協議を受けた市町村長は、正当な理由がない限り、被災住民を受け入れなければならないと規定されており、市はこれに従い受入れを行う。

福井県嶺南地域に立地する15の原子力施設のUPZは、福井県、滋賀県及び京都府の3府県にまたがり、各府県はどのような事故が発生しても域内住民が円滑に避難できるよう、UPZ全体で避難が必要となる規模の災害を想定して、広域避難計画の策定に取り組んでいる。

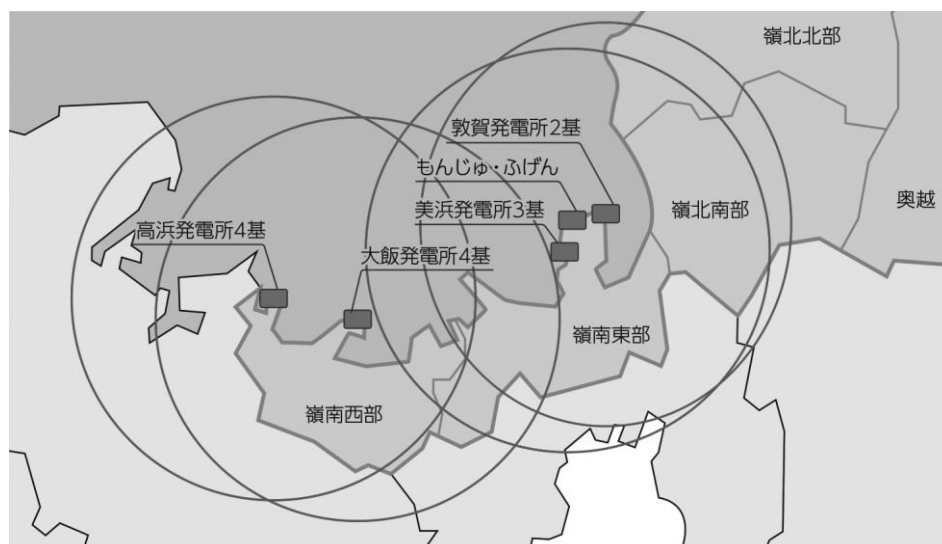
各府県とも、状況に応じて柔軟に対応できるよう、府県内の避難先に加え、府県外の避難先を確保することとしており、関西広域連合では、福井県の一部、滋賀県、京都府の25万人について、各府県の要請に基づき、広域連合全体で受入れを行うこととし、『原子力災害に係る広域避難ガイドライン』を策定（平成26年3月）しており、計画では、南あわじ市は京都府南丹市の避難住民の一部1,693人を受け入れる。

以下にその概要を示す。

第1 福井エリアの原子力発電所

福井エリアには、15の原子力施設がある。施設から概ね30km内を「原子力災害対策重点区域」という。

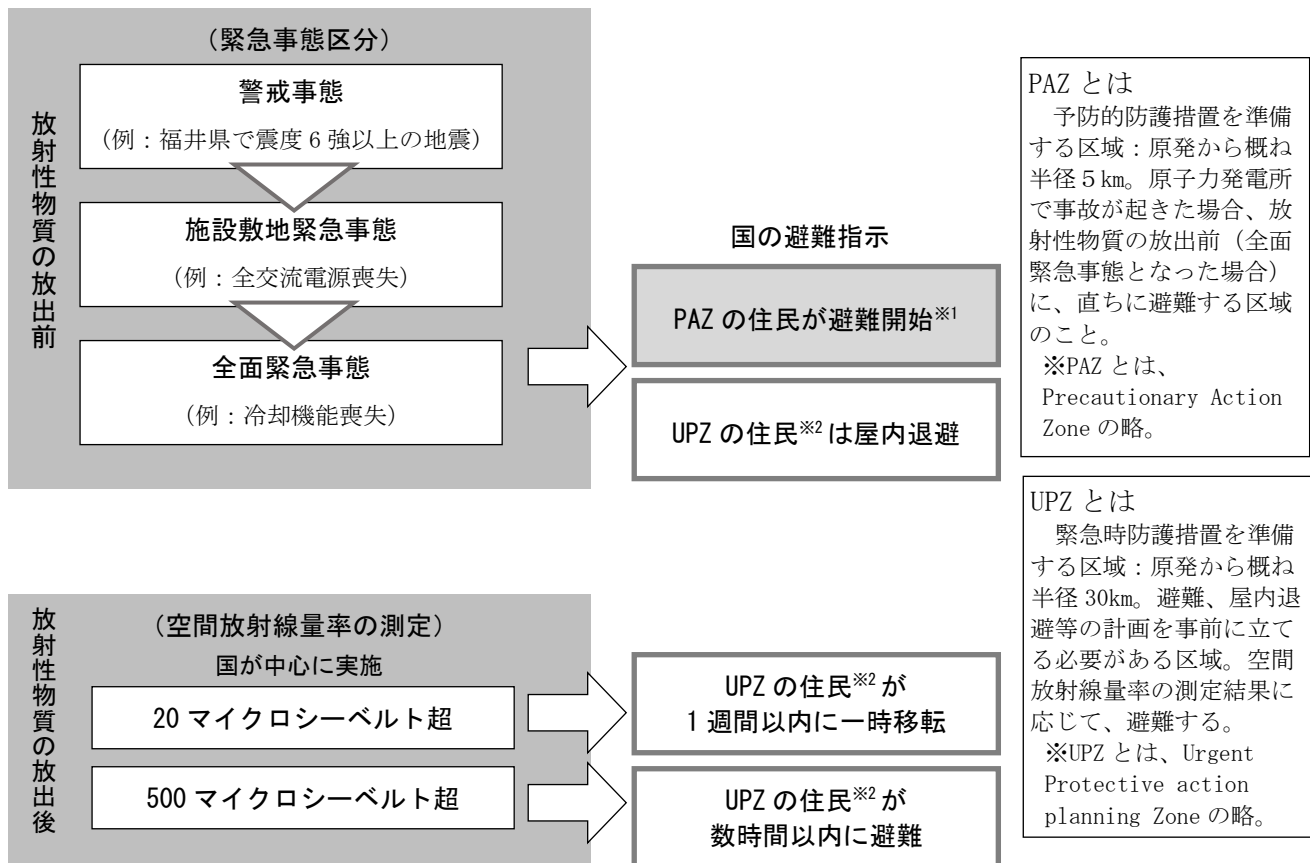
「原子力災害対策重点区域」は、原子力災害が発生した場合に備えて重点的に原子力災害に特有な対策を講じる地域となる。



第2 原子力災害時の避難等の指示

原子力災害対策重点区域は、原子力施設からの距離に応じてPAZ（5 km圏）、UPZ（30km圏）に分かれる。原子力施設で事故が発生した場合、PAZやUPZにおいては、「①放射性物質が放出されているか」「②原子力発電所がどうなっているか」「③空間放射線量率の測定（モニタリング）結果に異常があるか」に基づき、国から屋内退避や避難等の指示がある。

UPZ外においても、放出された放射性物質の影響が考えられる場合には、屋内退避などの指示がある。

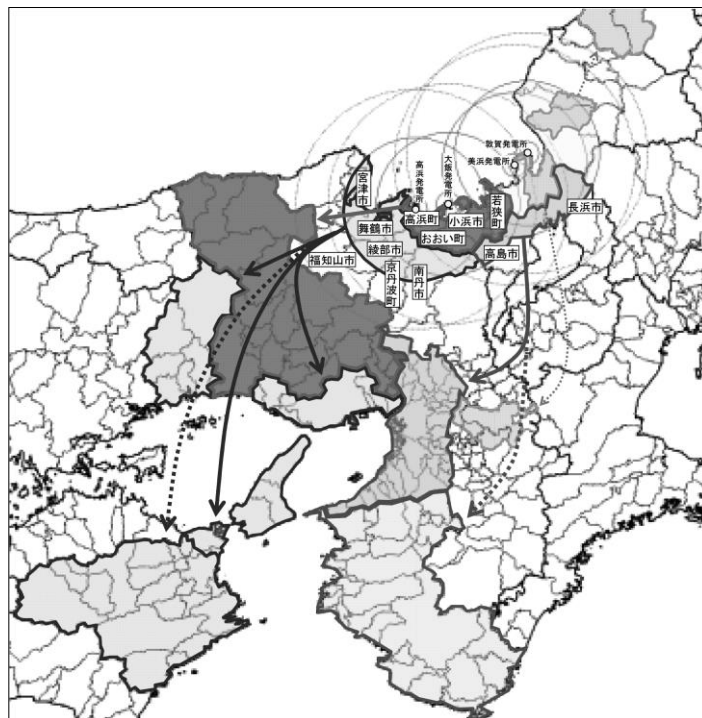


※1 避難の実施に時間がかかる人は、施設敷地緊急事態の時点で避難をするとされている。

※2 放射性物質の放出状況によっては、UPZ外に範囲が拡大することがある。

第3 広域避難の実施

福井県、滋賀県、京都府の住民等は、原子力施設で事故が起こり、府県外への避難を余儀なくされた場合に、あらかじめ受入れが定められている府県・市町村へ避難する。

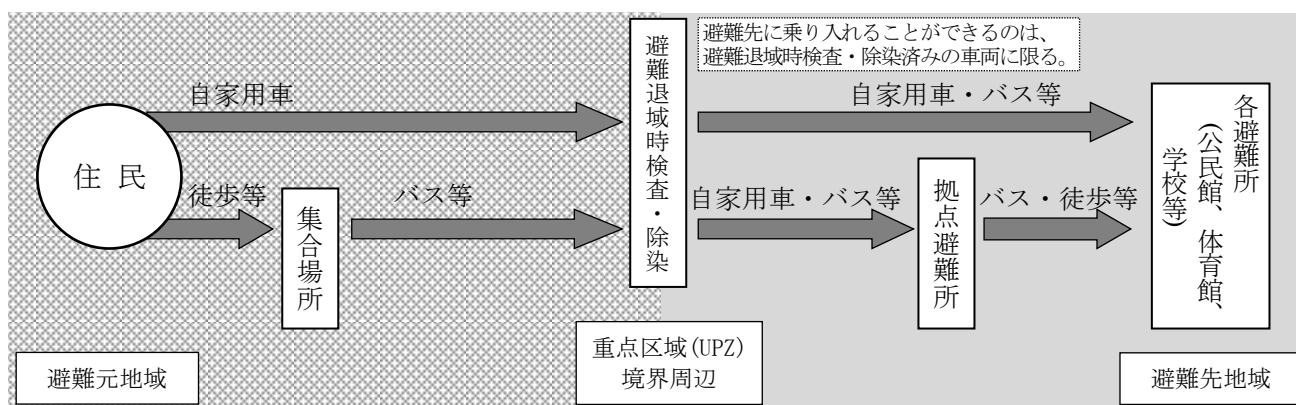


※点線は、予定している避難先が被災して受け入れられない場合の受入先を表す。

第4 避難の流れ

避難が必要となった場合、避難者は自家用車又はバスで避難する。

原子力発電所から放射性物質が放出された後に避難する場合には、避難者は「避難退域時検査」を受け、基準と比べて高い場合は、除染を行うこととされている。



【避難退域時検査】身体の表面（衣類や皮膚等）に放射性物質が付着していないかどうかを、測定器を使って確認する検査。

【除染】身体の表面（衣類や皮膚等）に付着した放射性物質を取り除くこと。簡易除染では、基準以上の放射性物質が測定されたところを中心に、上着を脱いだり、洗ったり、拭き取ったりして放射性物質を取り除く。

【「被ばく」と「汚染」の違い】「被ばく」とは、放射線を受けることで、「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。万一、被ばくした場合でも、その人が放射線を出すことはなく、人から人へ伝染することはない。「汚染」とは、放射性物質が皮膚や衣服に付着した状態のことをいう。放射性物質が体や衣類に付いた場合は、髪や体を洗う、洋服を洗濯するなどすれば取り除くことができる。

第2節 広域避難ガイドラインの概要

1 関西広域連合における広域避難先の調整方針

① カウンターパート方式で支援する。

カウンターパート設定

被災府県	主たる応援府県
福井県	兵庫県
滋賀県	大阪府（幹事）、和歌山県 （必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。）
京都府	兵庫県（幹事）、徳島県 （必要に応じ、鳥取県に協力を求める。）

② 避難先は、UPZ（概ね30km圏）外を基本とする。

※今後、原子力災害対策指針にPPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域）が導入され、UPZ外でも避難の準備が必要になった場合は、改めて検討する。

③ 避難元府県・市町の避難先についての希望をできる限り尊重する。

④ 福井県、滋賀県及び京都府は、他府県の避難先としては想定しない。

⑤ 最短の避難経路を前提として避難に要する時間距離が、全体として、可能な限り短くなるよう努める。

2 南あわじ市への広域避難

避難元		主な避難経路	避難 中継所	避難先
市名	小学校区			避難所
京都府 南丹市	平屋 小学校	府道38号⇒国道162号⇒府道12号⇒国道27号⇒国道9号⇒国道173号⇒国道372号⇒県道306号⇒丹南篠山口IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川JCT⇒中国自動車道⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒神戸北IC⇒山陽自動車道⇒三木JCT⇒山陽自動車道⇒神戸西IC⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒西淡三原IC	京都府立 丹波自然 運動公園	北阿万地区公民館 広田地区公民館 賀集地区公民館
	大野 小学校	府道12号⇒国道27号⇒国道9号⇒国道173号⇒国道372号⇒県道306号⇒丹南篠山口IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川JCT⇒中国自動車道⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒神戸北IC⇒山陽自動車道⇒三木JCT⇒山陽自動車道⇒神戸西IC⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒淡路島南IC		中央公民館 松帆地区公民館 湊地区公民館 阿那賀地区公民館
	宮島 小学校	府道12号⇒国道27号⇒国道9号⇒国道173号⇒国道372号⇒県道306号⇒丹南篠山口IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川JCT⇒中国自動車道⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒神戸北IC⇒山陽自動車道⇒三木JCT⇒山陽自動車道⇒神戸西IC⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒淡路島南IC		伊加利地区公民館 丸山地区公民館

3 広域避難の実施方針

(1) 避難手段

避難対象区域の住民全体の迅速な避難を図るため、避難実施の判断基準の異なるPAZ・UPZの区分その他地域の状況に応じて、バス等又は自家用車で避難する。

(2) 避難バスの確保

府県及び関西広域連合は、管内の府県バス協会との協定の締結等により、あらかじめ緊急輸送に関する協力体制を整備し、バスの確保を行う。

避難元市町～避難中継所間のバスは、原則として、避難元府県・市町が確保する。避難中継所～避難先市町間のバスは、避難元府県ないしは避難先府県が確保する。

(3) 避難経路

高速道路及び国道等の幹線道路を基本に、あらかじめ設定した避難経路で避難する。

避難元府県・市町は、あらかじめ代替経路を可能な限り複数設定する。

(4) 避難中継所

避難元府県は、避難経路上の府県、避難先府県等の協力（運営の委託を含む。）を得て、避難中継所（仮称。以下同じ。）を設置する。

避難中継所は、避難経路上の重点区域（UPZ）境界周辺に設置することを基本とし、避難者の汚染検査及び除染を行う他、車両の一時保管、バスの乗換等を行う。

避難中継所から先には、基準以上の汚染が確認された車両等を除染することなく通過させてはならない。

(5) 汚染検査及び除染

① 事前の体制整備

避難元府県は、関係府県等と協議し、汚染検査及び除染の実施体制を計画するとともに、国、原子力事業者等と協議し、人員・資機材の協力を得る手順を整備する。

放射線技師会等の関係機関・団体との協定の締結等により、あらかじめ協力要請の手順等を取り決めるとともに、平素から従事者の研修を実施し、人材育成を図る。

② 実施方法

避難者の汚染検査及び除染は、国が定める標準的な実施方法等により、避難元府県が避難先府県等の協力（業務の委託を含む。）を得て実施する。

4 避難所と避難者支援

(1) 避難所

避難所は、災害対策基本法第86条の9第5項に基づき、避難先市町村が設置する。

市町村は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、事前に管理（所有）者の理解を得ておくことが望ましい。

(2) 拠点避難所

避難先市町は、避難者の受入れを行う他、最終的な避難所への振分けを行う場所として、必要に応じて、大規模施設に拠点避難所を開設することができる。

(3) 避難所の運営

避難開始当初は、避難先市町が避難所運営において積極的な役割を担い、順次、避難元市町による運営、さらには避難者による自主運営へと運営体制を切り替えていく。

(4) 避難所運営に必要な人員・物資の確保

避難所運営に必要な人員・物資は、避難元・避難先の府県・市町が協力して確保し、不足する場合は、関西広域連合を通じ、関西府県・市町村に協力を要請する。

(5) 二次避難への移行

避難所の開設期間は、原子力災害の特性に配慮し、目安として2ヶ月を上限とする。

避難元府県・市町は、可能な限り、早期に二次避難先への移行を進め、避難先府県は、避難元府県の要請に応じ、二次避難先の確保に協力する。

広域連合は構成団体・連携県と協議し、二次避難先の確保に係る広域調整の手順を検討するほか、関係する事業者団体との協力関係の構築に努める。

(6) 他ブロック等への応援要請

関西圏域内だけでは、避難元府県が必要とする避難先や避難の受入れに必要な人員・資機材等の確保が困難な場合は、国、全国知事会、他ブロック等に応援要請を行う。

(7) 費用負担

広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に、避難先府県・市町の負担とはならないことを原則とする。

5 避難行動要支援者の広域避難

避難行動要支援者については、避難行動自体がリスクとなる可能性を考慮し、移動の困難性やリスクの程度など各人の特性を踏まえた避難計画を策定する必要がある。

今後、市町の要支援者の個別避難計画の策定に併せて、広域避難先の調整、移送手段の確保等について、広域連合として支援を行っていく。

4 災害復旧計画

- 第1節 緊急事態解除宣言後の対応..... 事原 4-0-94
- 第2節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定..... 事原 4-0-94
- 第3節 放射性物質による環境汚染への対処..... 事原 4-0-94
- 第4節 各種制限措置の解除..... 事原 4-0-94
- 第5節 災害地域住民に係る記録等の作成..... 事原 4-0-94
- 第6節 被災者等の生活再建等の支援..... 事原 4-0-95
- 第7節 風評被害等の影響の軽減..... 事原 4-0-95
- 第8節 被災中小企業、被災農林漁業者等に対する支援..... 事原 4-0-95
- 第9節 心身の健康相談体制の整備..... 事原 4-0-95

第1節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第2節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

第3節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第4節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第5節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2 市外対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第6節 被災者等の生活再建等の支援

- 1 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- 2 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助及び助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り、総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 3 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的かつ弾力的推進の手法について検討する。

第7節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止に努めるとともに、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適正な流通や観光客の来訪等が確保されるよう、広報活動を行う。

第8節 被災中小企業、被災農林漁業者等に対する支援

市は、国、県、政府系金融機関等と連携し、必要に応じて、被災中小企業に対して、融資相談等の実施、制度融資の活用等による経営安定化対策を講じるとともに、被災農林漁業者に対して、施設の災害復旧及び経営の安定を図るための資金を低利で貸し付ける。

また、被災中小企業、被災農林漁業者等に対する援助及び助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第9節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、被災地域周辺の住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。